

## 第3期

# 佐用町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

佐 用 町



## はじめに

近年、少子化の進行や核家族化の加速、共働き世帯の増加など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を経て、働き方やライフスタイルが多様化し、子育てに関するニーズもますます複雑化しています。佐用町においても少子化が進み、子どもや子育て家庭の環境は大きく変化しています。そうした中、子育て世代を社会全体で支援することが課題となっています。



佐用町では、平成27年3月に「第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2年3月に「第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「のびのび佐用 みんなが笑顔で育つまち」を基本理念として、子育てに関する様々な施策を総合的に推進してきました。その中でも、ニーズ調査で、公園を整備して欲しいという希望が多数あり、令和4年度に「いこいの広場」を整備しました。さらに、令和5年度から家庭での負担の軽減のため、「さよう育児・子育て支援事業」として、町内保育園でのおむつの無償化や、家庭保育世帯への支援券配布を実施しております。

本町では、これまでの子ども・子育て支援事業計画への評価をふまえ、今もなお大きく変化している子どもや子育ての環境にさらに対応していくため、このたび令和7年度から5年を期間とする「第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後も引き続き本計画により質の高い教育・保育の推進、量的確保、地域の子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みを進めますので、町民の皆様のご協力をお願いします。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました佐用町子ども・子育て会議委員の皆様、またニーズ調査等にご協力いただいた児童や保護者をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。今後も、地域の皆様とともに、未来を担う子どもたちが安心して成長できる社会を築くため、全力を尽くしてまいります。

令和7年3月

佐用町長 庵 途 典 章

# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	3
第2章 佐用町の子ども・子育てを取り巻く現状.....	4
1 佐用町の現状 .....	5
2 ニーズ調査結果の概要 .....	12
3 第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画の評価 .....	22
4 現状・課題のまとめと今後の方向性 .....	24
第3章 計画の基本理念と施策体系.....	25
1 計画の基本理念 .....	26
2 計画の基本目標 .....	27
3 施策体系 .....	28
第4章 施策の展開.....	29
1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり .....	30
2 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり .....	43
3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり .....	46
4 子育てと仕事を両立できる環境づくり .....	49
第5章 計画の推進について.....	50
1 計画の推進に向けた役割 .....	51
2 計画の推進に向けた連携 .....	53
3 計画の進行管理 .....	54
参考資料.....	55

## 第1章

# 計画策定にあたって

# 1 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、令和2年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.33と、平成27年の1.45から減少し、人口を維持するために必要な2.07を大きく下回っています。この背景として、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめざるをえない経済状況や、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、仕事と子育ての両立が困難などといった悩みや不安を抱えながら子育てを行っている状況などが挙げられます。

このような、社会や経済の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの心身の健やかな発達にも影響を与え、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

これらの課題に対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する環境を整えることが求められています。

こうした流れを受けて、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」等に基づく子ども・子育て支援制度が、平成27年4月から施行され、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付制度、②認定こども園制度の改善、③地域子ども・子育て支援事業（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）が実施されてきました。

また、令和4年6月には、子ども基本法が制定、および児童福祉法が改正されました。

子ども基本法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもの基本的な人権が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すために「子どもの最善の利益」を優先して考えることを求めています。

児童福祉法では、死亡事例が後を絶たない児童虐待の防止や、困難を抱える親子の支援を促進するために、市町村において児童福祉と母子保健に関し包括的支援を行う「こども家庭センター」設置の努力義務などが定められました。

本町では平成27年3月に、令和元年度（平成31年度）までを計画期間とする「第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「のびのび佐用 みんなが笑顔で育つまち」を基本理念として、子育てに関する様々な施策を総合的に推進しました。しかし、本町においても、少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。そこで、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、ニーズに合った施策を推進してきました。

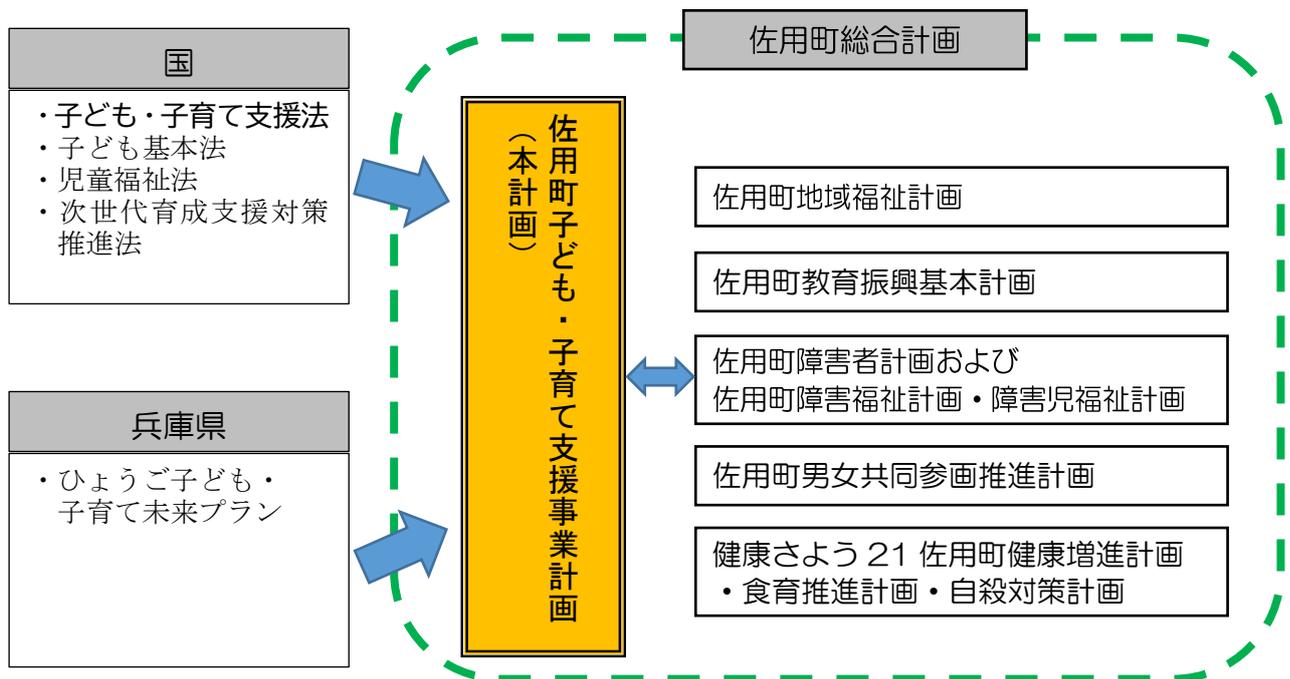
この度「第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了することから、社会状況の変化や国の動向等を踏まえつつ、「第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、佐用町版のこども家庭センターの設置など、引き続ききめ細かく、そして切れ目のない子ども・子育て支援の充実に取り組みます。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、町政の最上位計画である「佐用町総合計画」の方向性を踏まえるとともに、各種法律や、国・県等の関連計画、町の関連分野の個別計画との整合性を図り策定しています。

### 【子ども・子育て支援法(第 61 条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。計画最終年度である令和 11 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

		(年度)									
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
計画 策定	▶	第 3 期佐用町子ども・子育て支援事業計画(本計画)									
	▶						評価・ 次期計画策定	次期計画 (令和 12 年度～)			

## 第2章

# 佐用町の子ども・子育てを 取り巻く現状

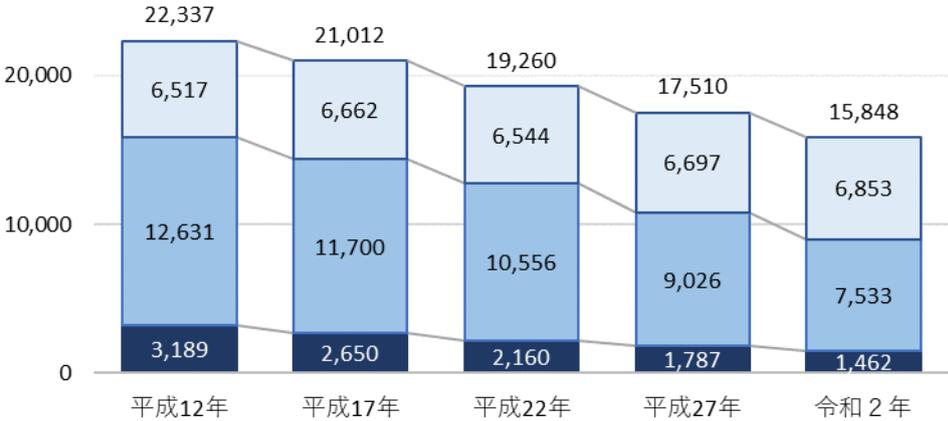
# 1 佐用町の現状

## (1) 佐用町の人口と世帯

### ① 年齢3区分別の人口推移

佐用町の総人口は、平成12年から令和2年にかけて減少しています。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少しており、一方、高齢者人口は平成17年から平成22年にかけて減少したものの、それ以降は増加しています。

■年齢3区分別人口の推移



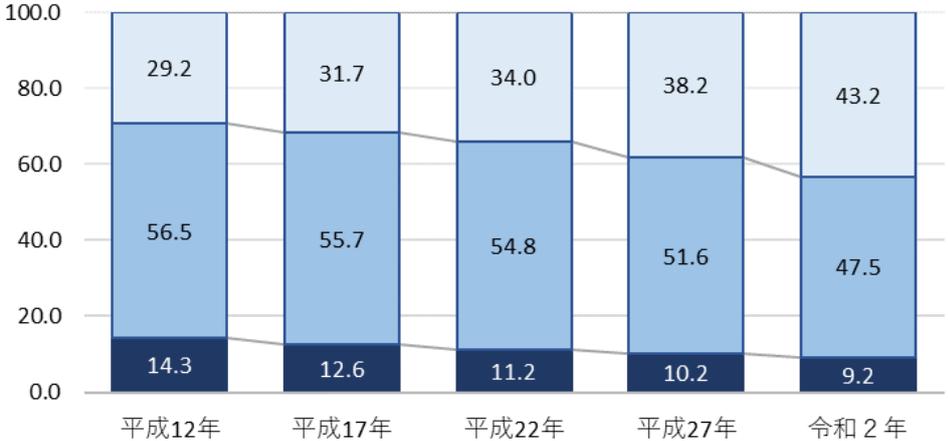
■年少人口 (0~14歳) ■生産年齢人口 (15歳~64歳) ■高齢者人口 (65歳以上)

資料：国勢調査

### ② 年齢3区分別人口比率の推移

年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は下降しています。一方、高齢者人口比率は大きく上昇しています。

■年齢3区分別人口比率の推移



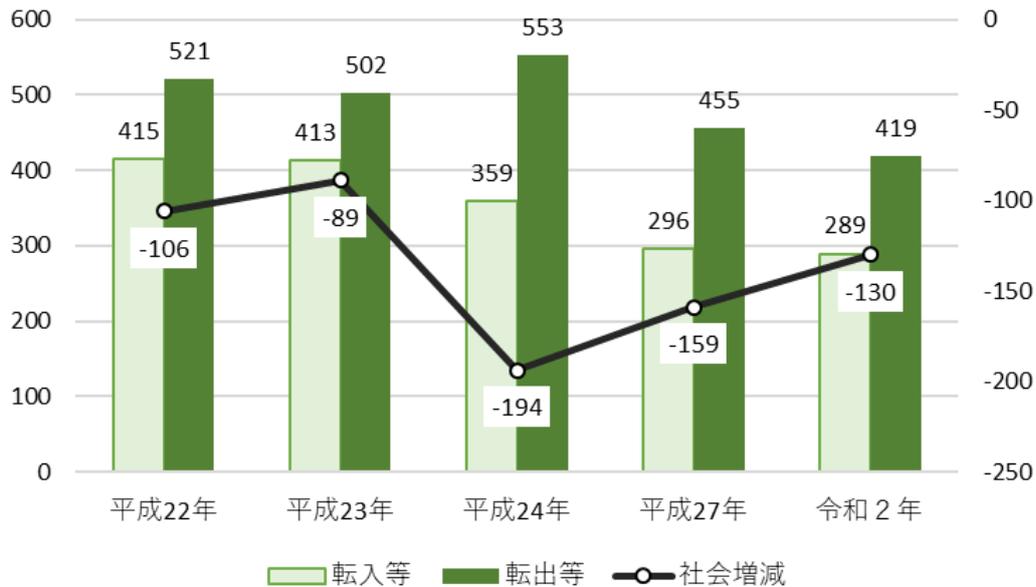
■年少人口 (0~14歳) ■生産年齢人口 (15歳~64歳) ■高齢者人口 (65歳以上)

資料：国勢調査

### ③ 社会動態

社会動態をみると、近年は転入転出とも減少していますが、佐用町の人口そのものが減少しているため、転入転出者数も正比例しているものと考えられます。社会増減としては、転出等が転入等を上回っています。

#### ■社会動態の推移

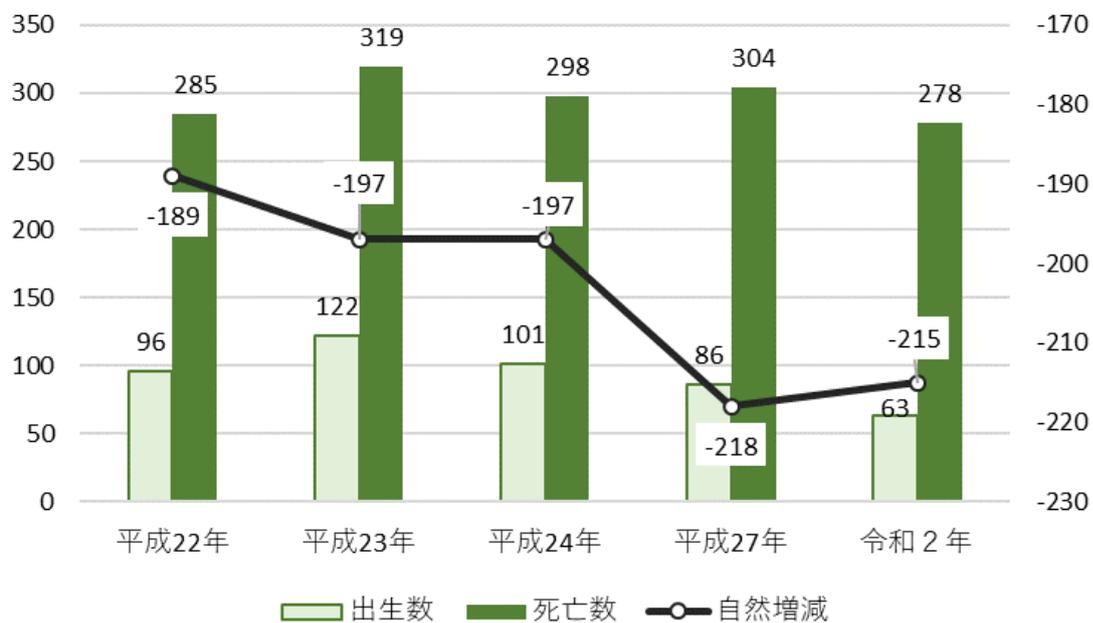


資料：兵庫県人口・土地統計 人口の動き

### ④ 自然動態

死亡数はほぼ横ばいで推移していますが、出生数は平成23年を除き減少しています。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回っています。

#### ■自然動態の推移

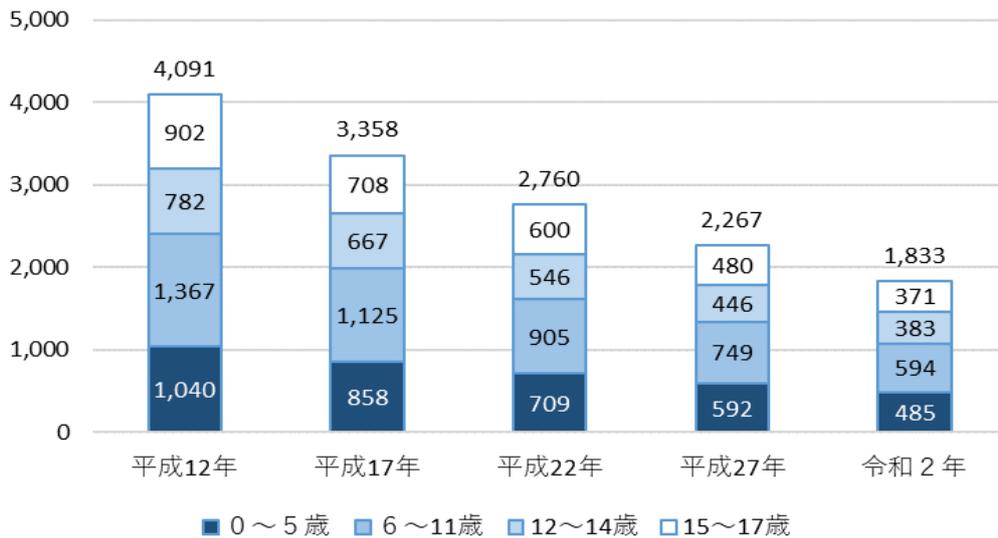


資料：兵庫県人口・土地統計 人口の動き

## ⑤ 子どもの人口推移

18歳未満の子どもの人口は年々減少しており、令和2年には1,833人と、平成12年に比べ2,258人減少しています。

### ■子どもの人口推移

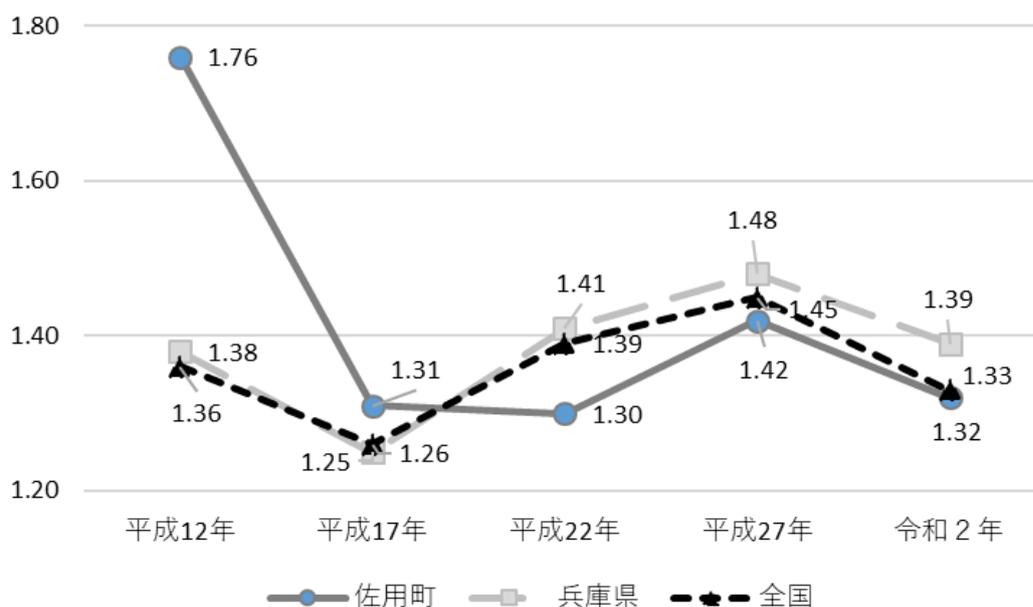


資料：国勢調査

## ⑥ 合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）

佐用町の合計特殊出生率は、平成12年から平成22年にかけて減少しています。平成27年には増加に転じましたが、令和2年には平成22年と同じ水準となっています。全国・兵庫県と比較すると平成17年までは高い水準でしたが、平成22年からは低い水準になっています。

### ■合計特殊出生率の推移（全国・兵庫県・佐用町との比較）



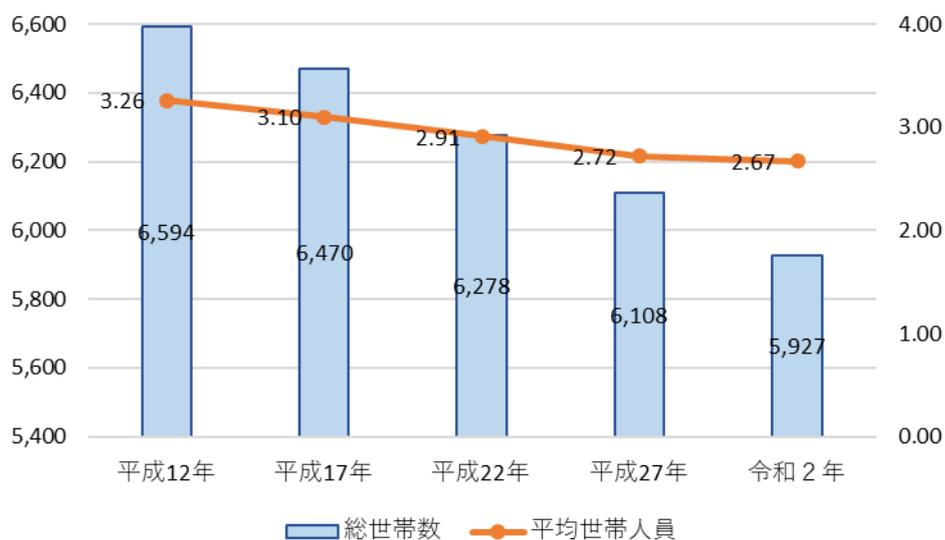
資料：兵庫県厚生統計 合計特殊出生率

## (2) 佐用町の世帯の状況

### ① 総世帯数および平均世帯人員の推移

佐用町の総世帯数も一世帯あたりの平均世帯人数も年々減少しており、一世帯あたりの平均世帯人数は、平成22年以降は3人を下回っています。

■総世帯数および平均世帯人員の推移

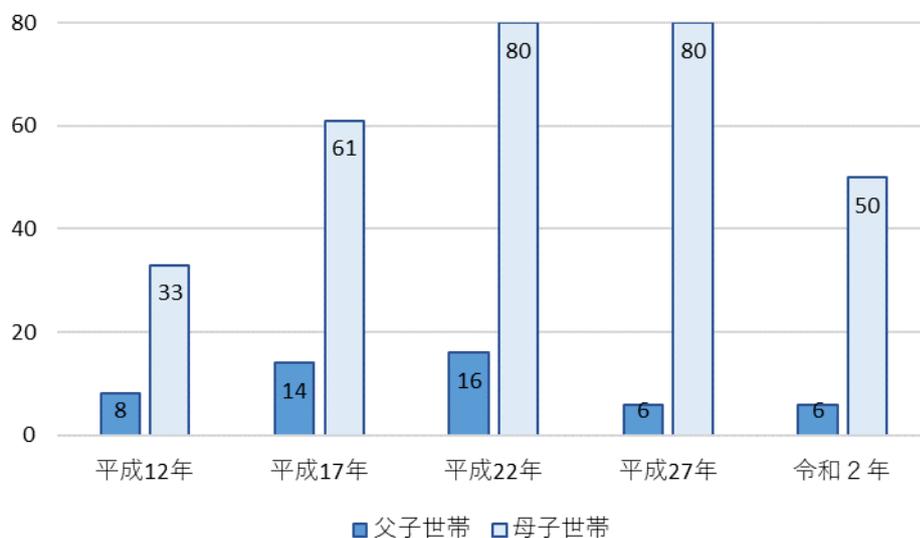


資料：国勢調査

### ② 父子世帯および母子世帯の推移

父子世帯数は、ほぼ横ばい、母子世帯数は、平成12年から増加していましたが、令和2年で減少しています。

■父子世帯および母子世帯の推移

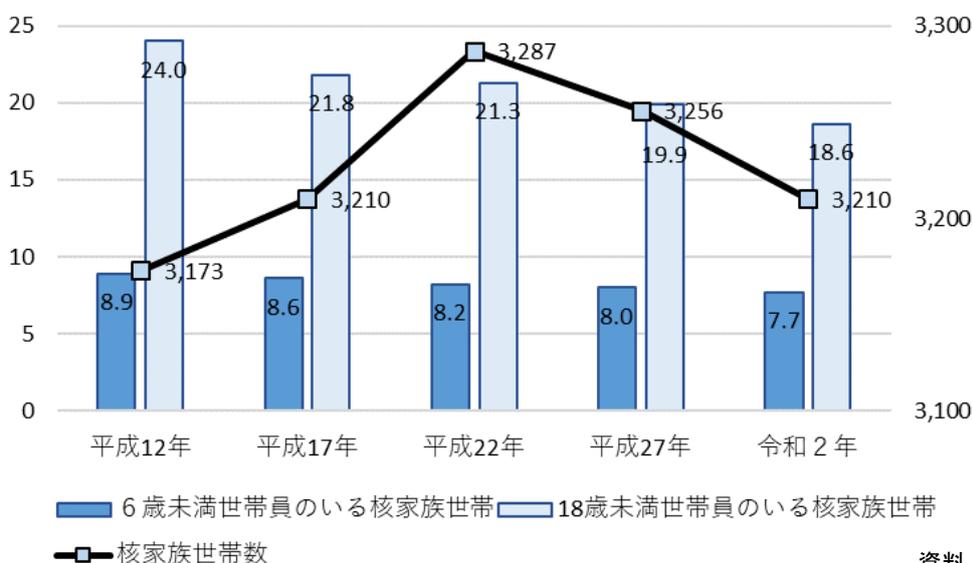


資料：国勢調査

### ③ 子育て世帯の推移

核家族世帯数は平成12年から増加傾向にありましたが、平成27年には減少に転じました。18歳未満世帯員のいる核家族世帯と6歳未満世帯員のいる核家族世帯においては減少しつづけています。

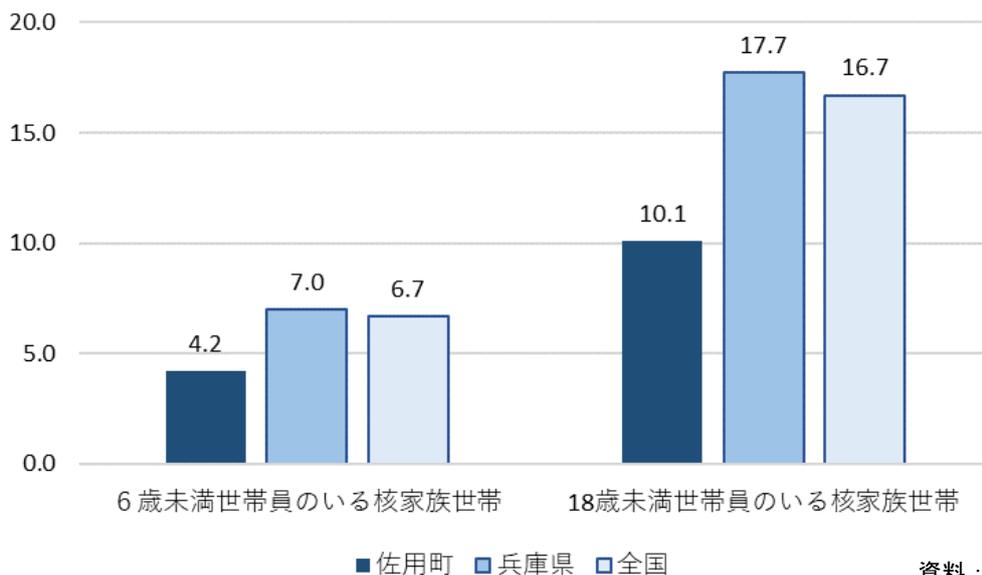
■ 6歳未満世帯員および18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合



### ④ 子育て世帯の状況

子どもがいる核家族の割合を全国や兵庫県と比較すると、佐用町は全国や兵庫県より低い水準であることがわかります。

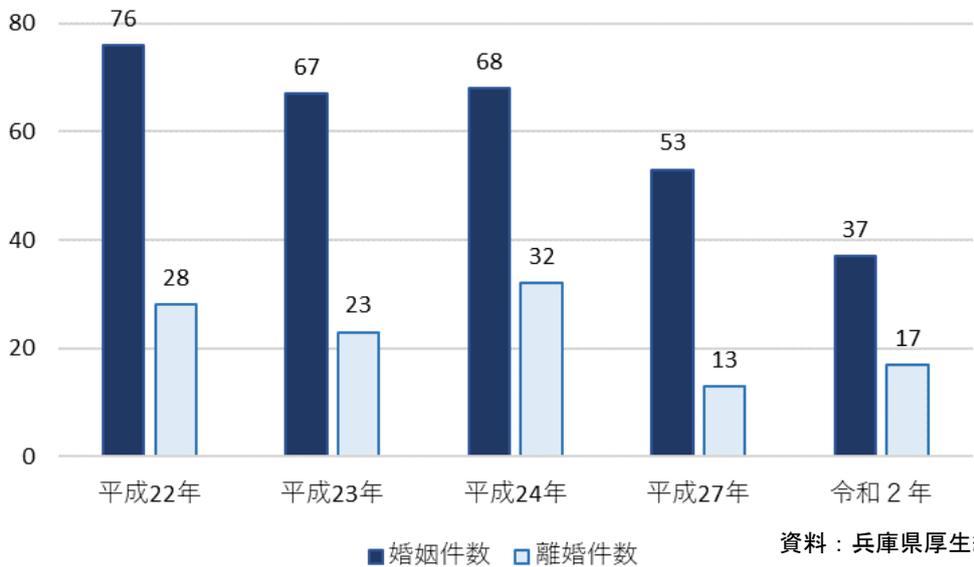
■ 一般世帯数に占める子どもがいる核家族世帯の割合（全国・兵庫県・佐用町の比較）



### ⑤ 婚姻件数および離婚件数の状況

離婚件数は、平成 22 年から増加と減少を繰り返していますが、婚姻件数は平成 24 年以降減少しています。

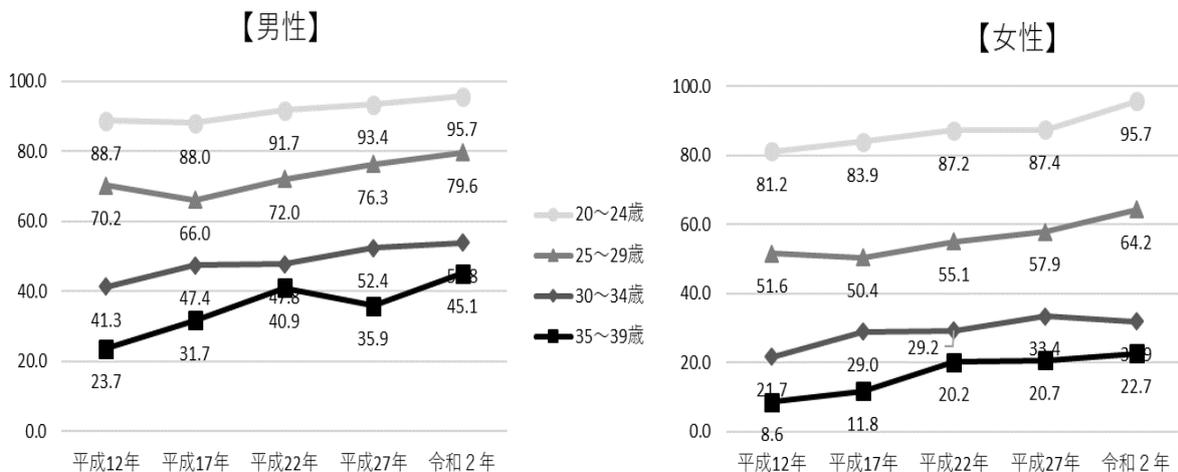
■婚姻件数および離婚件数の推移



### ⑥ 未婚率の推移

男性の未婚率は、35～39 歳において、平成 22 年に比べ平成 27 年は 5 ポイント下がっています。女性の未婚率は令和 2 年の 30 歳～34 歳以外はすべての年齢階層で上昇しています。

■未婚率の推移（男女別・年齢階層別）

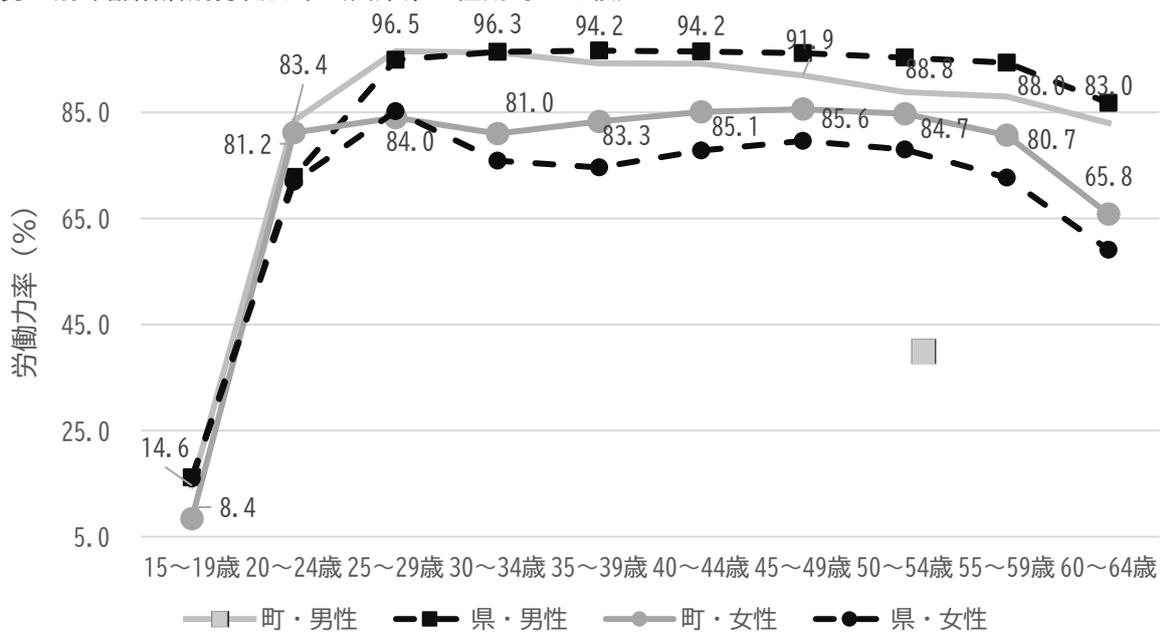


### (3) 仕事と家庭の両立

#### ① 労働力率

佐用町の労働力率を年齢階層別にみると、44歳以下の男性では、兵庫県の労働力率とほぼ等しい状況です。一方で、女性では、兵庫県の労働力率が下降する30歳代についても、佐用町では80%台を維持しています。

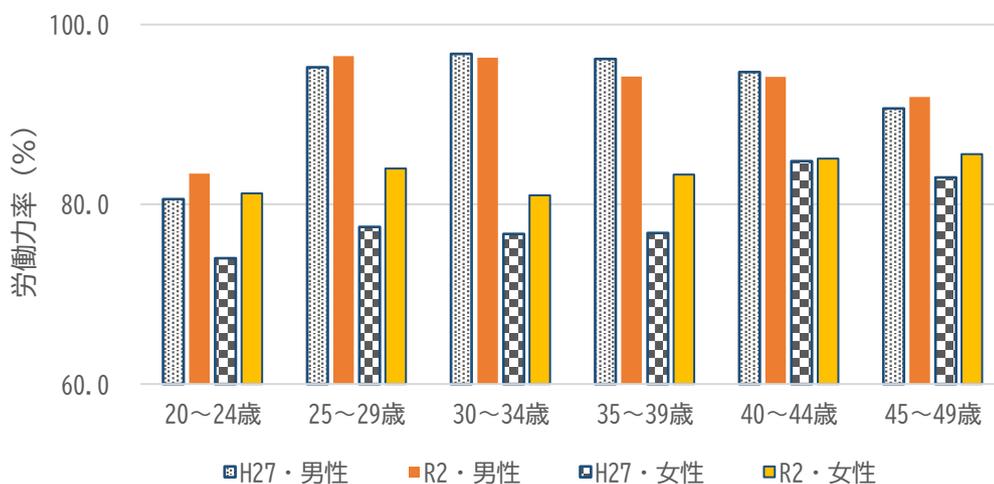
■男女別年齢階層別労働力率（兵庫県・佐用町の比較）



資料：令和2年国勢調査

■佐用町における年齢階層別労働力率の国勢調査間比較

令和2年の佐用町の労働力率は、平成27年と比較して、男性30歳以上44歳以下では90%台であるものの、若干減少しています。一方、女性では、20歳以上39歳以下で約5ポイント程度上昇しています。



資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

## 2 ニーズ調査結果の概要

### (1) ニーズ調査の概要

調査の目的	本調査は、「第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保育ニーズや佐用町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。
調査設計	<p>調査対象地域：佐用町全域</p> <p>調査対象者：①住民基本台帳より、令和6年11月現在、佐用町に住んでいる就学前児童（0歳～5歳）の末子がいる保護者全世界帯          ②住民基本台帳より、令和6年11月現在、佐用町に住んでいる小・中学生（6歳～14歳）の末子がいる保護者全世界帯          ③令和7年1月現在、佐用町内の小学校に通学している児童（4～6年生）</p> <p>調査期間：①、②令和6年12月10日（火）～12月31日（火）          ③令和7年1月9日（木）～1月21日（火）</p> <p>調査方法：①、②全対象世帯の自宅へ郵送による配布・回収          回収については郵送とWEBによる回収          ③学校にてタブレットでの調査を実施</p>

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童の保護者	267	134	50.2%
小・中学生の保護者	419	232	55.4%
小学生	266	231	86.8%
合計	952	597	62.7%

#### 【ニーズ調査結果の見方】

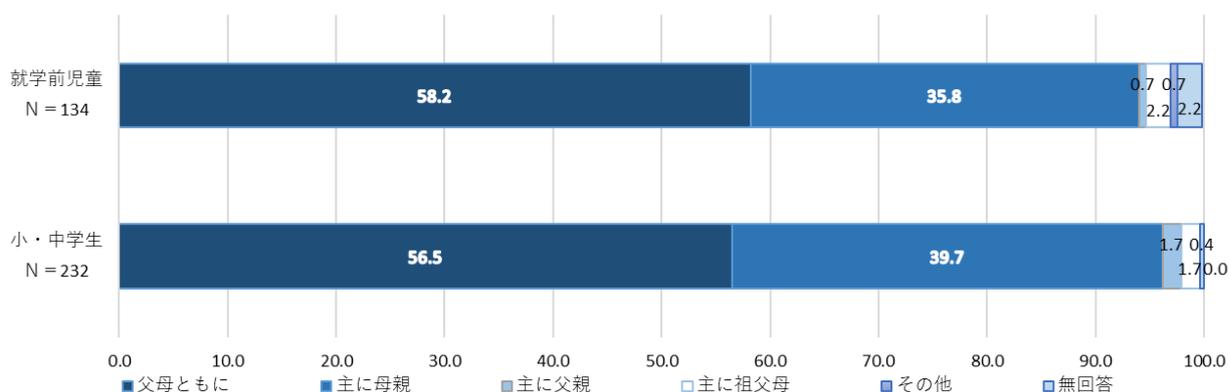
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

## (2) 調査結果の概要 (保護者)

### ① 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が就学前児童で58.2%、小・中学生で56.5%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で35.8%、小・中学生で39.7%となっています。

#### ■子育てを主に行っている方 (単数回答)

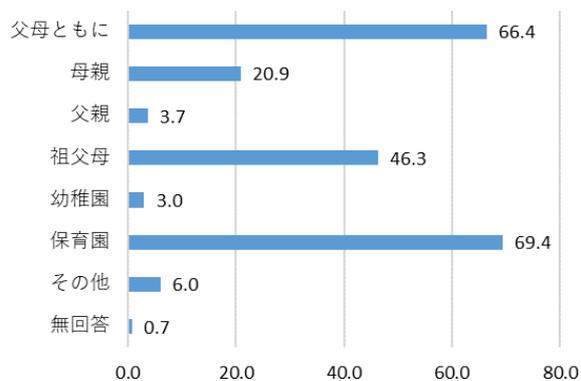


### ② 子育てに日常的に関わっている方 (施設)

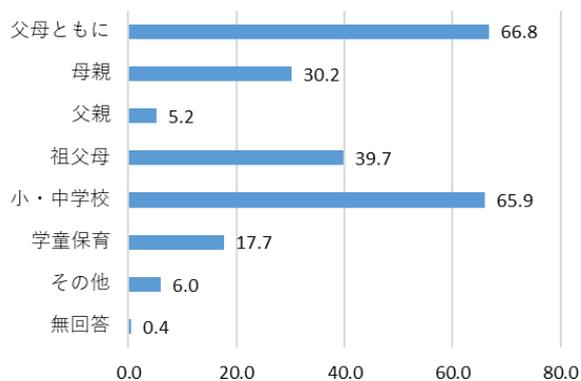
子育てに日常的に関わっている方(施設)についてみると、就学前児童では「保育園」が69.4%と最も高く、次いで「父母ともに」が66.4%と、ともに6割を超えています。一方、小・中学生では「父母ともに」が66.8%と最も高く、次いで「小・中学校」が65.9%となっています。

#### ■子育てに日常的に関わっている方 (施設) (複数回答)

就学前児童 N = 134



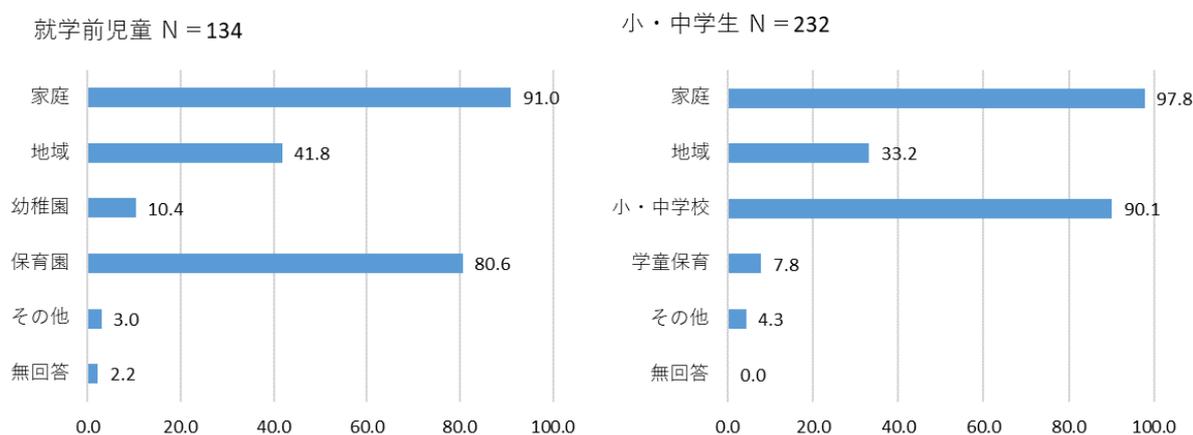
小・中学生 N = 232



### ③ 子育てや教育に影響すると思われる環境

子育てや教育に影響すると思われる環境についてみると、「家庭」が就学前児童で 91.0%、小・中学生で 97.8%と最も高く、次いで就学前児童では「保育園」が 80.6%、小・中学生では「小・中学校」が 90.1%となっています。

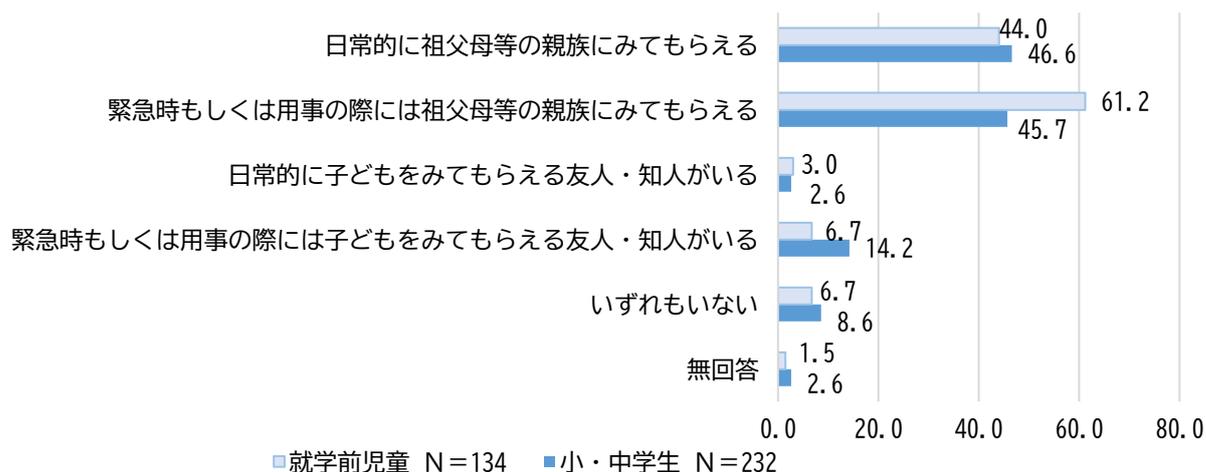
#### ■子育てや教育に影響すると思われる環境〈複数回答〉



### ④ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 61.2%と最も高く、小・中学生では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 46.6%と最も高くなっています。

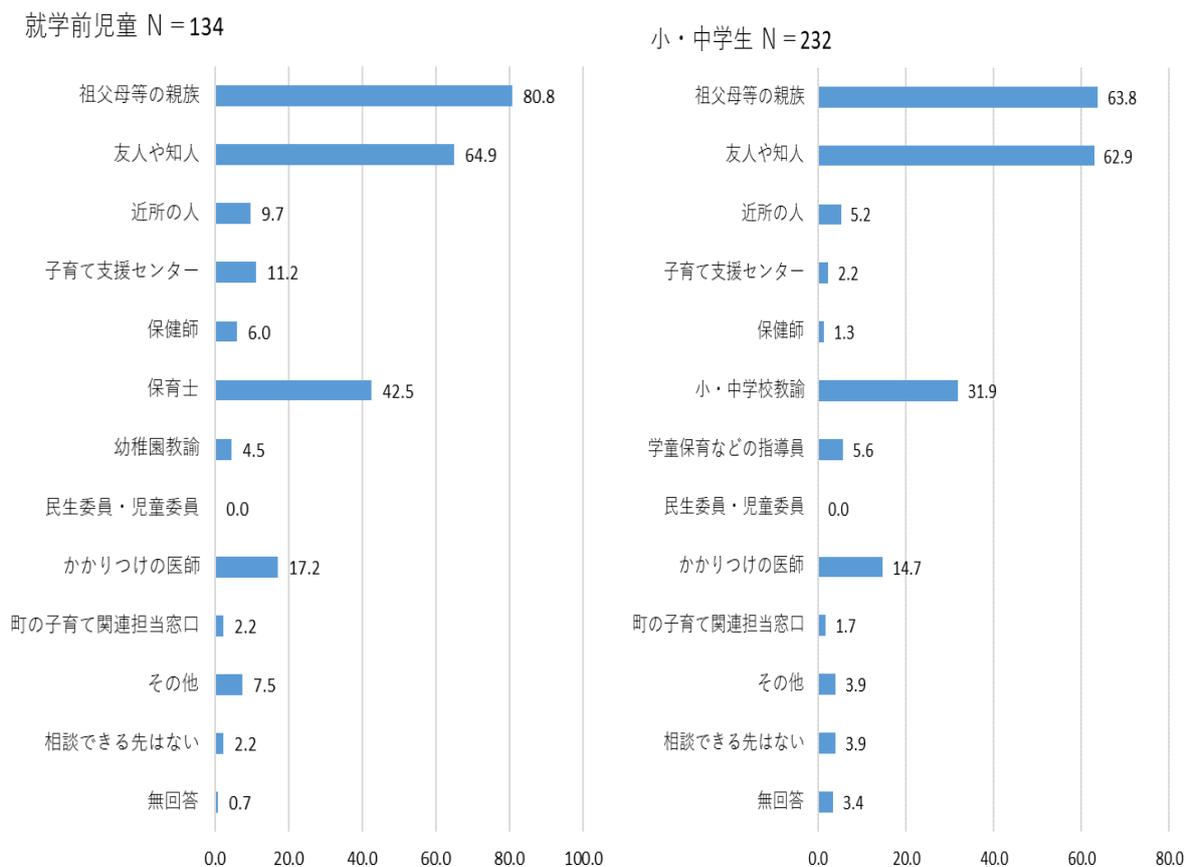
#### ■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉



## ⑤ 子育てをする上での相談相手や相談できる人や場所

子育てをする上での相談相手や相談できる人や場所の有無についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が80.8%と最も高く、次いで「友人や知人」が64.9%、「保育士」が42.5%で続いています。小・中学生でも「祖父母等の親族」が63.8%と最も高く、次いで「友人や知人」が62.9%、「小・中学校教諭」が31.9%で続いています。

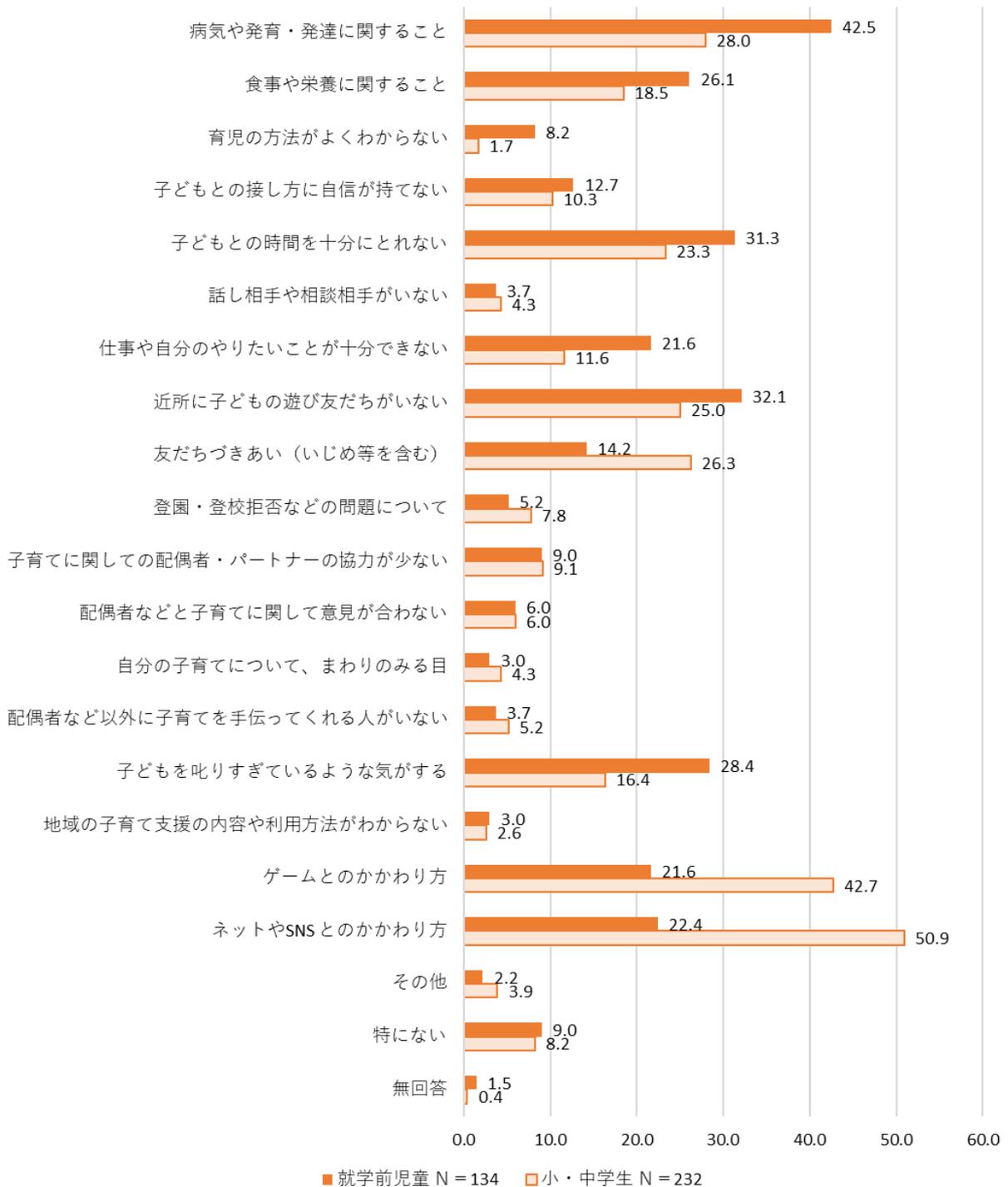
### ■子育てをする上での相談相手や相談できる人や場所〈複数回答〉



## ⑥ 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについてみると、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」が42.5%と最も高く、次いで「近所に子どもの遊び友だちがいないこと」が32.1%となっています。小・中学生では「ネットやSNS とのかかわり方」が50.9%と最も高く、次いで「ゲームとのかかわり方」が42.7%となっています。

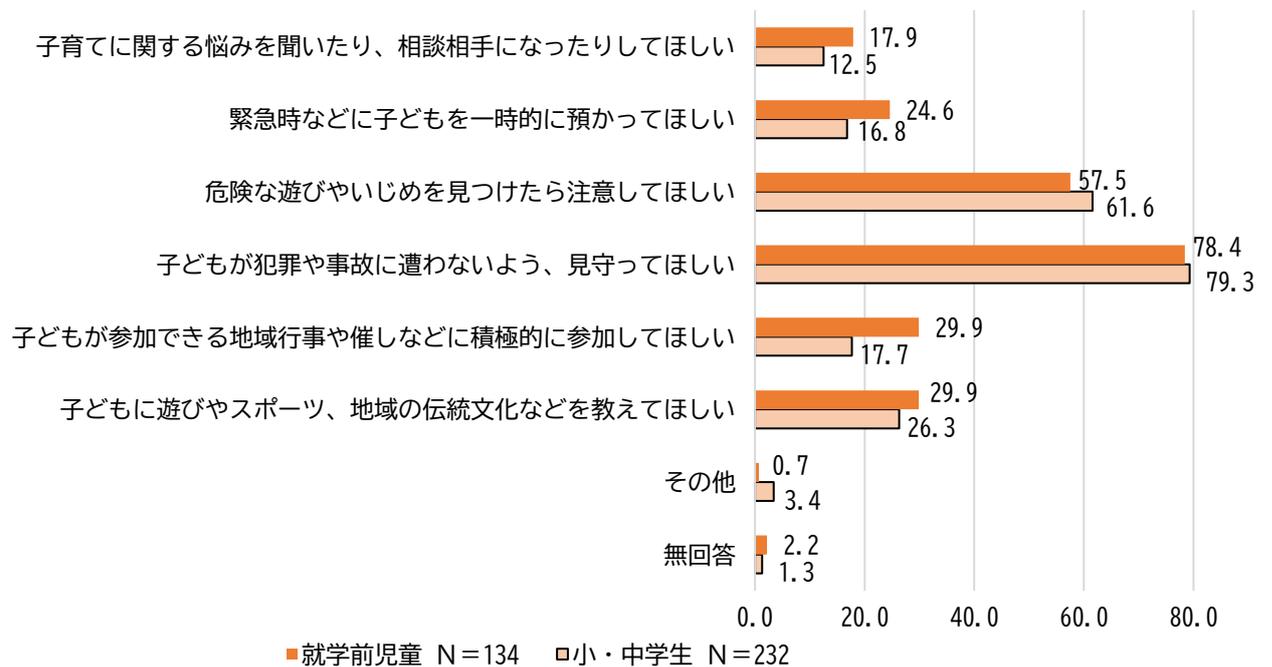
### ■子育てに関して日頃悩んでいることや気になること〈複数回答〉



## ⑦ 子育て支援として、身近な地域の人との協力や支援にどのようなことを期待するか

子育て支援として、身近な地域の人との協力や支援にどのようなことを期待するかについてみると、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が就学前児童で78.4%、小・中学生で79.3%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が就学前児童で57.5%、小・中学生で61.6%となっています。

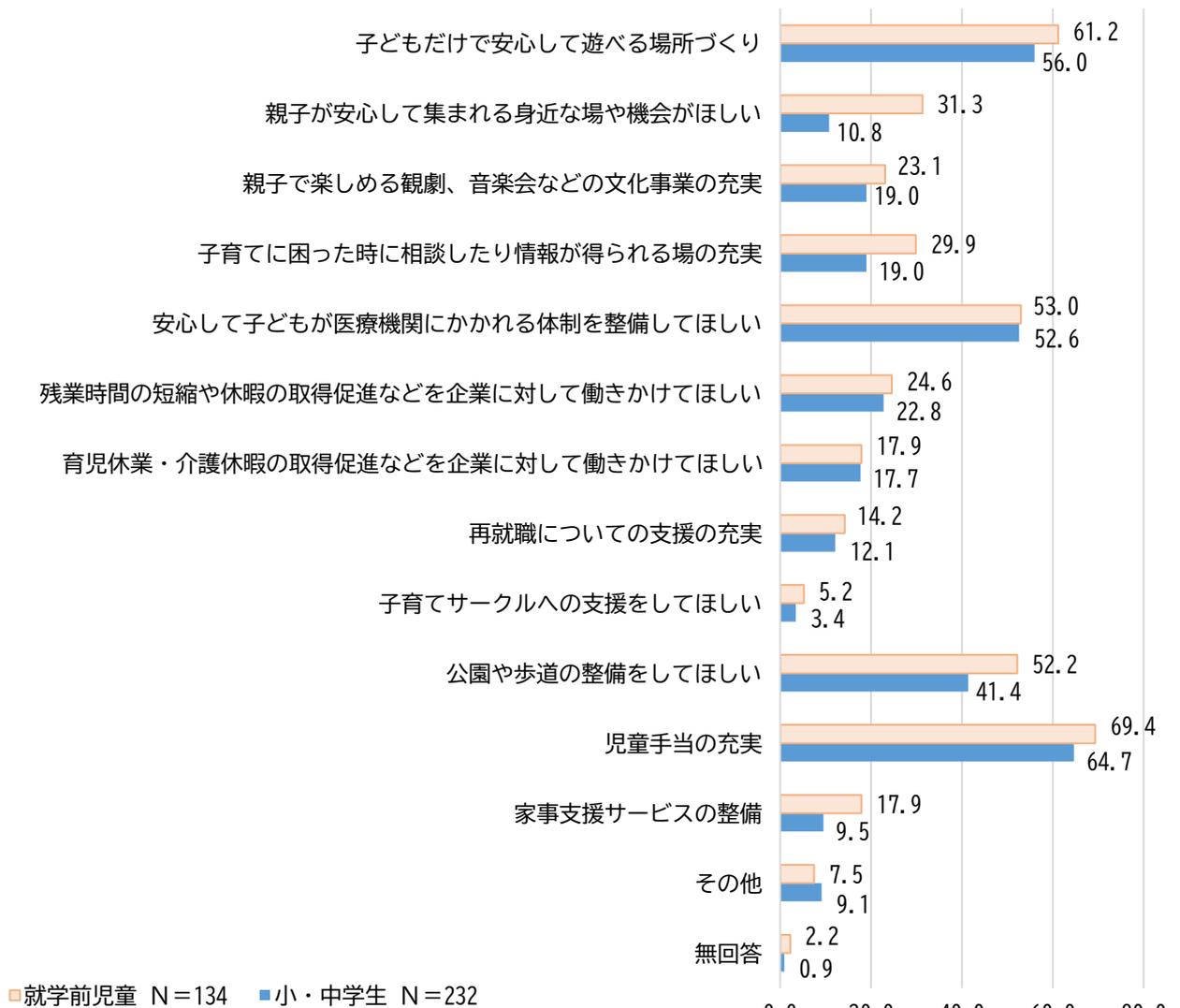
### ■子育て支援として、身近な地域の人との協力や支援にどのようなことを期待するか〈複数回答〉



## ⑧ 子育て支援でもっと力をいれてほしいものは何か

子育て支援でもっと力をいれてほしいものは何かについてみると、「児童手当の充実」が就学前児童では69.4%と、小・中学生では64.7%と最も高く、次いで「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が就学前児童では61.2%と、小・中学生では56.0%となっています。

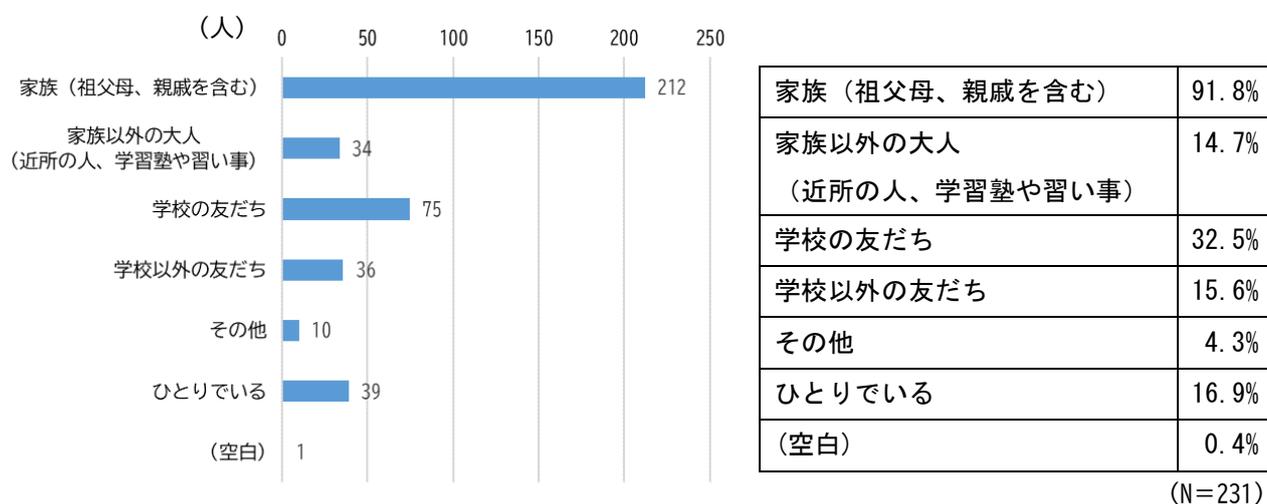
### ■子育て支援でもっと力をいれてほしいものは何か〈複数回答〉



### (3) 調査結果の概要 (小学4年生～6年生)

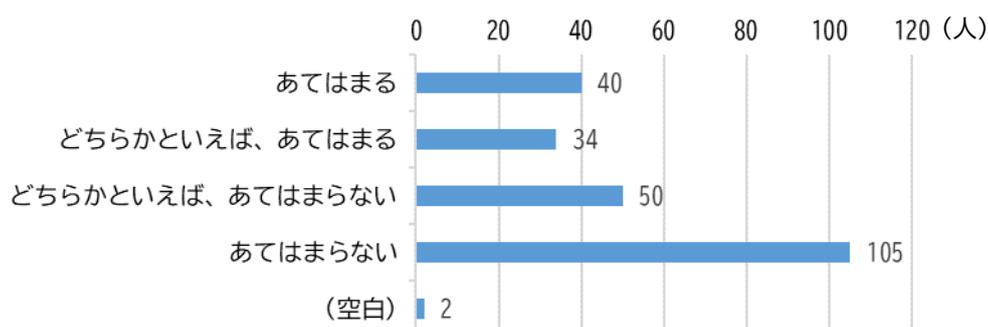
#### ① 学校が休みの日はだれと一緒に過ごすことが多いのか (複数回答可)

学校が休みの日はだれと一緒に過ごすことが多いのかについてみると、「家族」が91.8%と最も高く、次いで「学校の友だち」が32.5%、次いで「ひとりである」が16.9%となっています。



#### ② さみしい、ひとりぼっちだと感じたことがあるか (単数回答)

さみしい、ひとりぼっちだと感じたことがあるかについて聞くと、「あてはまる」が17.3%、「どちらかといえば、あてはまる」が14.7%となっています。

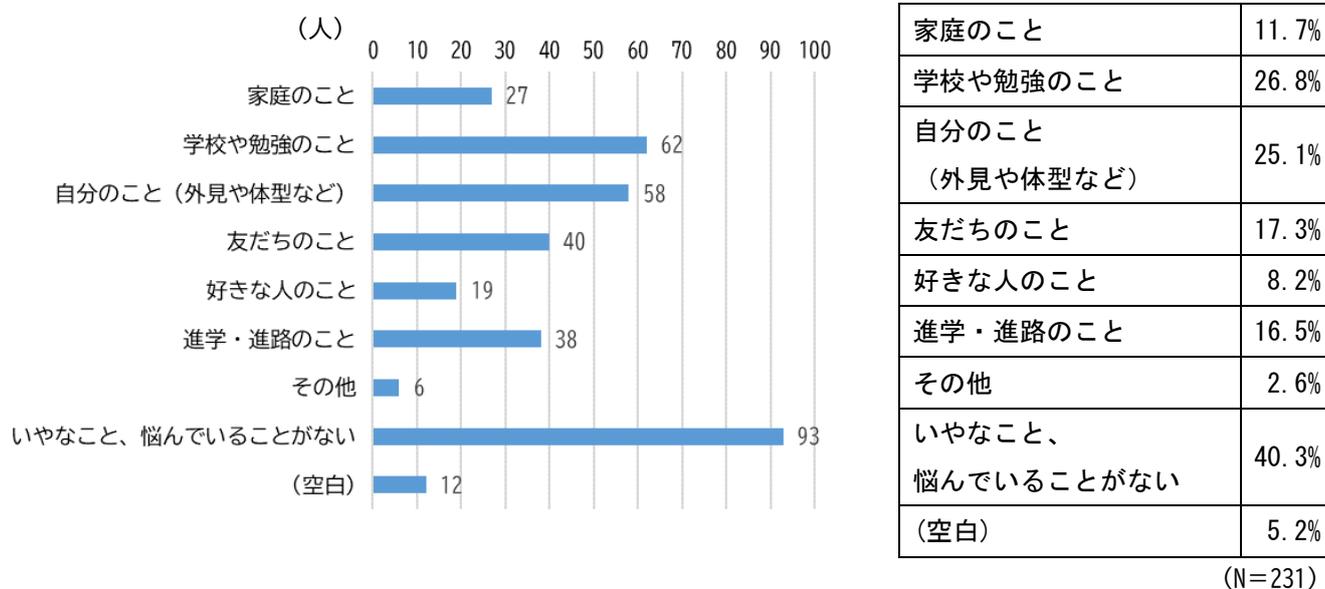


あてはまる	17.3%
どちらかといえば、あてはまる	14.7%
どちらかといえば、あてはまらない	21.6%
あてはまらない	45.5%
(空白)	0.9%

(N=231)

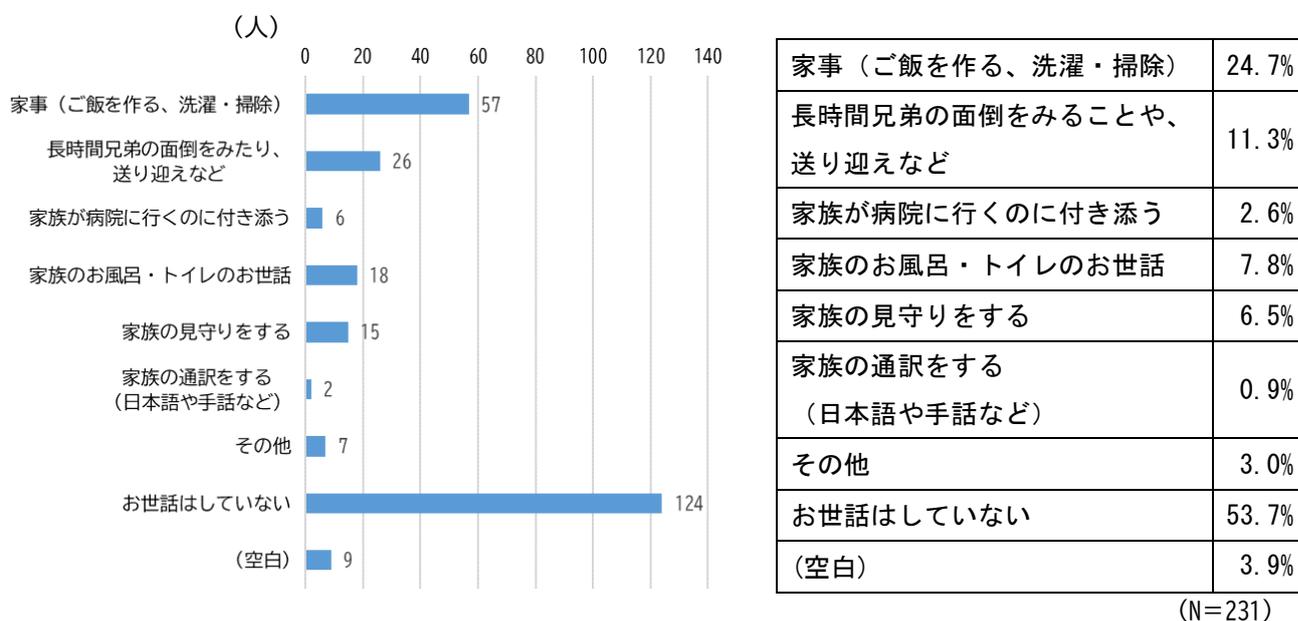
③ いやなこと、心配なこと、困っていること、悩んでいることがあるか（複数回答可）

いやなこと、心配なこと、困っていること、悩んでいることがあるかについて聞くと、「いやなこと、悩んでいることがない」が最も多く 40.3%となっています。次いで、「学校や勉強のこと」が 26.8%、「自分のこと（外見や体型など）」が 25.1%となっています。



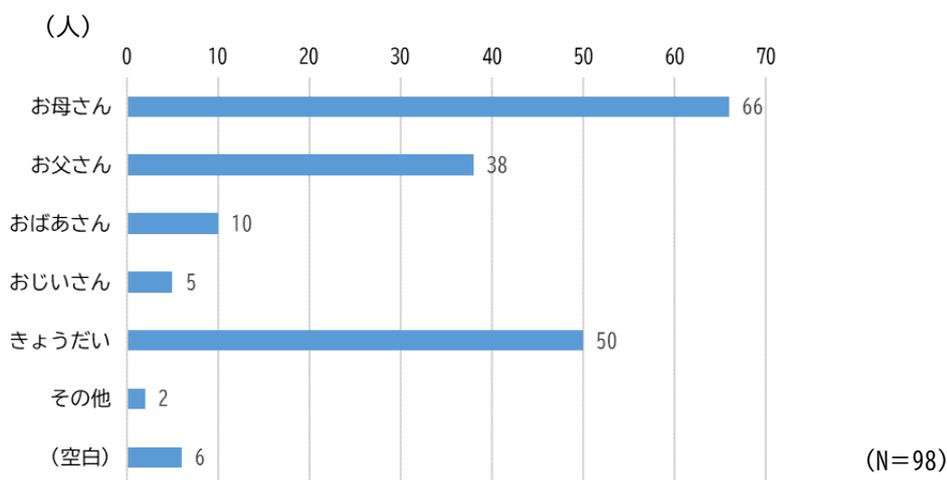
④ 家でお世話をしているか ※お世話とは大人に代わってしていること（複数回答可）

本来大人がするような家事や家族のお世話を大人に代わってしているかについて聞くと、「お世話はしていない」が最も多く 53.7%となっていますが、「家事(ご飯を作る、洗濯・掃除)」が 24.7%、「長時間兄弟の面倒をみることや、送り迎えなど」が 11.3%となっています。



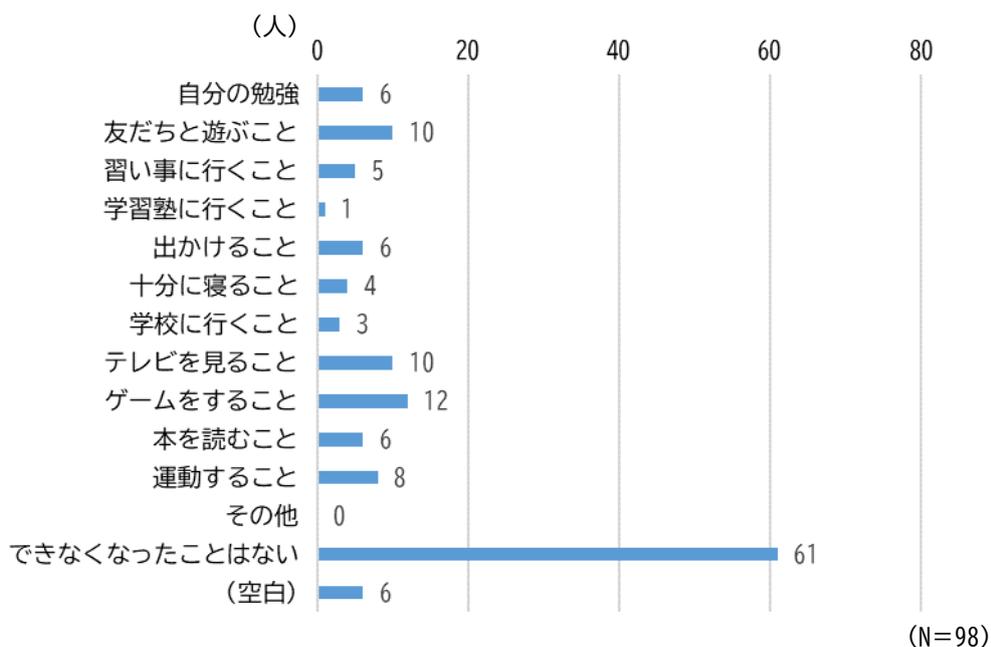
### ⑤ お世話をしている人は誰のお世話か（複数回答可）

④の質問で、お世話をしていると回答した子どもに、誰のお世話をしているかについて聞くと、「お母さん」が最も多く66人となっています。次いで、「きょうだい」が50人となっています。※ここでいう「お世話」とは、本来大人がするような家事や家族のお世話などを、大人に代わって子どもがしているお世話のことです。ちょっとしたお手伝いやペットの世話はあてはまりません。



### ⑥ お世話をしていることで、できなくなったことはあるか（複数回答可）

④の質問で、お世話をしていると回答した子どもに、お世話をしていることでできなくなったことはあるかについて聞くと、「できなくなったことはない」が最も多く61人いたものの、「ゲームをすること」が12人、「友だちと遊ぶこと」、「テレビを見ること」がそれぞれ10人となっています。



### 3 第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画の評価

#### (1) 施策目標ごとの評価と課題

「第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策の進捗の評価と今後の課題について考察します。

##### ① 【子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり】

地域における子育て支援サービスの充実として、さよう母子健康包括支援センターを核とした情報発信および相談事業を行い、またさよう子育て支援センターの開放やファミリー・サポート・センターの実施等を行ってきました。さらに、保育サービスの充実を図っていく中で、近年の少子化に伴う園児数と保護者のニーズをくみ取り、佐用町学校規模適正化推進計画とともに保育園の適正化も含めて検討し、地域における子育てがよりよいものとなるよう取り組んでいます。

##### ② 【子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり】

妊娠・出産支援事業や不妊治療支援事業を実施する中で、育児についての不安を軽減し、また子どもとその家族への健康支援として、各種健診事業・訪問や相談事業を行い、子どもの生活習慣を身につけること、豊かな人間性を形成すること、心身ともに健康な成長・発達を支えることができるよう取り組みを推進してきました。さらに、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備などの子育て支援に取り組んできましたが、今後も引き続き、子育て家庭の負担軽減と子育ての不安を取り除き、子どもを産み育てやすいまちづくりに向けて、総合的な子育ての支援を推進していくことが重要です。

##### ③ 【子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり】

子どもの育つあらゆる環境に潜む危険への対策を講じつつ、子どもの発達段階に応じた事故防止についての学習機会を提供するとともに、自らの身を守る力を子どもに身につけさせていくことを目的とした交通安全教室を各学校で実施してきました。また、小学校が地域と連携し、児童の下校を見守る見守り隊などの取り組みを行っています。

また、支援を必要とする子どもへの対応や、ひとり親家庭の自立支援の推進、子育て応援グループのサポートを行い、地域が一体となって子育てを応援できるような環境づくりに努めてきました。今後とも引き続き、子育てが地域とともにあり、楽しく子どもと向き合える環境を整備していくことが必要です。

##### ④ 【子育てと仕事が両立できる環境づくり】

男女間の労働力率の差が減少していることから、地域子ども・子育て支援事業等支援制度を拡充し、かつPRすることで保護者が子育てと仕事が両立できる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

また、子育てと仕事だけでなく、趣味や学習、地域活動、介護や休養といったワーク・ライフ・バランスの実現、様々な価値観を認め合う地域づくりにも取り組む必要があります。

(2) 第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画の達成状況

事業名	令和2年度 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和6年度 【実績見込】
1) 通常保育事業			
利用者数（人）	396人	535人 (定員)	293人(利用者) 535人(定員)
2) 延長保育事業			
実施力所数（カ所）	0	0	0
3) 病児保育事業（施設型）			
実施力所数（カ所）	1カ所	1カ所	1カ所
4) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）			
実施力所数（カ所）	4カ所	4カ所	4カ所
5) 地域子育て支援拠点事業			
実施力所数（カ所）	1カ所	1カ所	1カ所
6) 一時保育事業			
実施力所数（カ所）	6カ所	6カ所	6カ所
7) ショートステイ事業			
実施力所数（カ所）	2カ所	3カ所	3カ所
8) ファミリー・サポート・センター事業			
実施力所数（カ所）	1カ所	1カ所	1カ所
9) まちの子育てひろば事業			
実施力所数（カ所）	1カ所	1カ所	1カ所

## 4 現状・課題のまとめと今後の方向性

### ●子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりが求められています

子どもが本町で、心身ともに健やかに育っていくうえで、ありのまま、のびのびと過ごせる居場所があることは重要なことです。今回のニーズ調査では、子どもがひとりぼっちを感じている、子どもが休日を一人で過ごしている現状がわかりました。安心できる空間や信頼できる人間関係の中で過ごすことができない子どもがいるのであれば、自己肯定感を十分育てていない恐れがあります。行政や学校、家庭、地域が連携して、子ども食堂やいこいの広場など、安心して過ごせる居場所づくりの充実が求められています。

### ●子育てに関する悩みへの対応が求められています

子育ては悩みの連続であり、ニーズ調査においても、病気や発育・発達に関することについての悩みや、食事や栄養に関することの相談支援が求められています。特に、相談相手がなく、悩みの解消ができない孤立した世帯を支援することが重要です。

また、小・中学生においては、「ゲームとのかかわり方」や「ネットやSNSとのかかわり方」についての悩みが多く、行政や学校、地域などを含めた多方面からの対策が求められています。

### ●仕事と子育てを両立させる取り組みが求められています

子どもが1歳になるまでは育児休業、その後は保育園の利用を希望する声、また、小学校就学後の放課後の過ごし方については、小学生のうちは学童保育の利用を希望する声が多くなっています。保護者の共働き世帯も、就学前児童で約84%、小・中学生で約89%となっており、子どもを育てながら安心して働き続けるには、子どもや親の病気やケガ、不意の仕事といったケースに柔軟に対応できる支援体制の充実が課題としてあげられます。また、仕事と家庭生活を両立できる労働環境の整備や啓発が重要です。

## 第3章

# 計画の基本理念と

# 施策体系

## 1 計画の基本理念

少子化や核家族化の進行をはじめ、就労環境等がめまぐるしく変化する今日、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に少なからず影響を与えています。

また、令和4年6月には、子ども基本法が成立し、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することとなりました。

そのような中で、子ども基本法の6つの基本理念に基づき、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

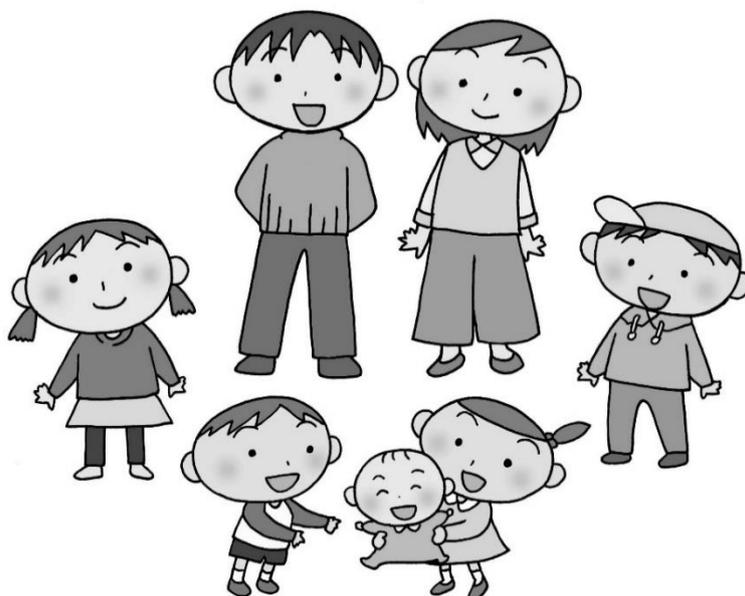
このような状況の対応に向けて、本計画では、これまでに推進してきた「第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画」から継承すべき基本的な視点を踏まえつつ施策を進めます。

佐用町で子育てできる良いところは、豊かな自然の中で子育てができる喜びと、温かな人柄の町民の支えがあることです。この環境を生かして、教育・保育の質の向上、父親と母親をはじめとする家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まち全体をあげて子育てを支援していきます。

また、子育ての基盤となる生活を支える住宅や教育環境、働ける場所や医療機関の確保、買い物に困らないまちづくりなど、町の施策と連携しながら進めます。

こうした子育て支援の実現を通じて、次代を担う子どもたちがのびのびと育ち、町全体の元気や活力につながるよう下記を計画の基本理念として定めます。

### のびのび佐用 みんなが笑顔で育つまち



## 2 計画の基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

### (1) 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力をはぐくみ、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を推進します。

また、男女ともに働きやすい環境を整えるため、教育・保育サービスの充実を目指します。

### (2) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育っていける環境の実現に向けて、不妊治療支援事業の実施や、安全な妊娠・出産の相談体制の確立と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。

また、虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障がい児施策に関しても充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

### (3) 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。特に、各主体が連携を取りながら子育て支援ネットワークを充実させ、祖父母などといった家族の協力を得られるよう働きかけ、子どもと親双方の育ちを支援していきます。

また、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちを目指して、警察や保育園、幼稚園、学校等と連携を強化するとともに、地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

### (4) 子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女ともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。また、子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を目指します。さらに性別に関係なく子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した企業や地域の取り組みとなるように、意識啓発を行うことに努めます。

### 3 施策体系

【第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画を引き継いだ施策展開】

基本理念

基本目標

施策の展開

のびのび佐用  
みんなが笑顔で育つまち

1. 子どもの成長を支える  
教育・保育の環境づくり

- (1) 教育・保育の提供区域の設定
- (2) 教育・保育サービスの充実
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (4) 質の高い教育・保育の推進

2. 子どもが健やかに生まれ  
育つ環境づくり

- (1) 妊娠・出産の支援
- (2) 子どもとその家族への健康支援
- (3) 虐待防止への支援
- (4) 発達に対する支援
- (5) 障がい児施策の充実
- (6) 育児・子育て制度の充実
- (7) 医療費助成制度の充実
- (8) ひとり親家庭の自立支援の推進

3. 子ども・子育てを地域で  
支え合う環境づくり

- (1) 子育て支援ネットワークづくり
- (2) 子どもの健全育成の推進
- (3) 安全・安心なまちづくりの推進
- (4) 次世代の親の育成
- (5) 食育支援

4. 子育てと仕事を両立できる  
環境づくり

- (1) 子育てと仕事を両立できる就労環境の充実
- (2) 男女共同参画の意識啓発

## 第4章

# 施策の展開

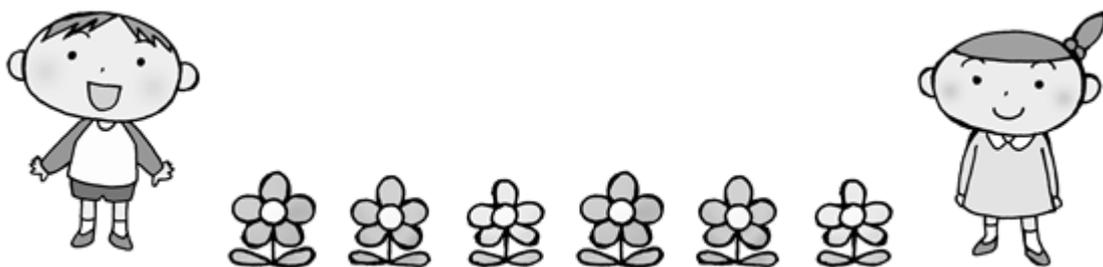
# 1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

## (1) 教育・保育の提供区域の設定

### 区域設定に対する国の考え方

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等および地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

本町における教育・保育の提供区域は、全町的な取り組みやまちの構想に基づき、町民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備など、迅速かつ柔軟に対応できるといった点を加味して、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。



## (2) 教育・保育サービスの充実

### ① 前提となる事項

#### 国の考え方

- 当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- 認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。  
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(町子ども・子育て会議等における議論など)  
 ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」、「利用実績」および「ニーズ調査結果」を利用する。

#### ■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

#### ■子育て支援の「給付」と事業の全体像

##### 子ども・子育て支援給付

###### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

###### 地域型保育給付

- 小規模保育  
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育  
(保育者の居宅等において保育を行う。  
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育  
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育  
(事業所内の施設等において保育を行う。)

###### 児童手当

##### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 延長保育事業(時間外保育事業)
- 放課後児童健全育成事業(学童保育)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業      ○病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健康診査事業
- 産後ケア事業
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## ② 教育・保育の提供体制の確保内容およびその実施時期

### ■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

項目	令和7年度				令和8年度					
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計		
①量の見込(必要利用定員総数)	18人	154人	94人	266人	17人	136人	87人	240人		
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)		18人	154人	94人	266人	17人	136人	87人	240人
	地域型保育事業				0人	0人			0人	0人
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0		

項目	令和9年度				令和10年度					
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計		
①量の見込(必要利用定員総数)	16人	120人	81人	217人	15人	106人	75人	196人		
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)		16人	120人	81人	217人	15人	106人	75人	196人
	地域型保育事業				0人	0人			0人	0人
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0		

項目	令和11年度					
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計		
①量の見込(必要利用定員総数)	14人	93人	69人	176人		
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)		14人	93人	69人	176人
	地域型保育事業				0人	0人
②-①	0	0	0	0		

小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育園の2つが多く利用されてきましたが、これらに加え、両方の良さをあわせ持つ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくこととなっています。

佐用町では、母親の就労形態の変化や※保育無償化による低年齢児童からの保育ニーズに応えるため、※保育補助員を設けるなど保育体制を強化し、就学前から学校教育へのスムーズな接続を図っていきます。また、認定こども園の整備については、保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。さらに今後とも、各主体と連携を取りながら、教育・保育の質の向上を図ることに努めます。

※保育無償化・・・令和元年5月に「子ども・子育て支援法」が改正され、令和元年10月から3歳児クラスから小学校入学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されました。また、佐用町独自には、第2子以降の保育の利用料を無償としています。

※保育補助員・・・佐用町独自に子育て支援員養成講座を実施。修了者は町内保育施設で保育士の補助員として勤務できる。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### ①-1 利用者支援事業

##### 【事業概要】

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。子どもや保護者が、保育園や幼稚園等の教育・保育事業や一時預かり、学童保育等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専門の職員等が身近な場所（行政窓口等）で支援をします。

##### 【検証】

利用者支援事業については、さよう母子健康包括支援センター（健康福祉課内）を核とし、町保健師が子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、佐用町の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報提供や支援の紹介などを行ってきました。

今後は、令和4年児童福祉法の改正に伴い、母子保健分野として設置していた「さよう母子健康包括支援センター」と、児童福祉分野として設置していた「佐用町子ども家庭総合支援拠点」を、「佐用町版こども家庭センター（仮称）」へ一体化し、これまで以上に連携を強め、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを切れ目なく支援します。

#### ■利用者支援事業

(事業所数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②確保の内容	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②-①	0	0	0	0	0

#### ①-2 妊婦等包括相談支援事業

##### 【事業概要】

妊婦やその配偶者等に対して、妊娠・出産の時期に面接等を実施することで妊娠期から子育て期まで必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援事業です。

##### 【検証】

妊婦等に対して面接等を保健師等が行い、心身の状況、置かれている環境等の把握を行い、子育てに関する情報提供、相談および援助を1人あたり3回程度行います。

#### ■妊婦等包括相談支援事業

(年間延べ利用数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	150回	150回	135回	135回	120回
②確保の内容	150回	150回	135回	135回	120回
②-①	0	0	0	0	0

## ② 延長保育事業（時間外保育事業）

### 【事業概要】

延長保育事業（時間外保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。

※ 佐用町は、午前7時30分から午後6時30分までの標準時間内での保育を実施しています。

### 【検証】

延長保育事業（時間外保育事業）については現在実施しておらず、今後の利用希望を鑑みながら検討をしていきます。

### ■延長保育事業(時間外保育事業) (年間実人数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人
②-①	0	0	0	0	0

## ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

### 【事業概要】

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 【検証】

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、令和6年現在町内4カ所で実施しています。

今後も子ども家庭庁、文部科学省が定めた「放課後児童対策パッケージ」を推進し、安全、適切な保育体制の維持を図りつつ、昼間、保護者が就労等により家庭にいない児童のために適切な遊び場及び生活の場として、学童保育に取り組みます。

### ■放課後児童健全育成事業(学童保育) (年間実人数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込	低学年	120人	120人	120人	120人	115人
	高学年	60人	60人	55人	50人	50人
	合計	180人	180人	175人	170人	165人
②確保の内容	180人	180人	175人	170人	165人	
②-①	0	0	0	0	0	

#### ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

##### 【事業概要】

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭で児童の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設などで休日・宿泊を含め一時的に児童を預かる事業です。

##### 【検証】

子育て短期支援事業（ショートステイ）については、受け入れ施設を2カ所から3カ所に拡充しました。

また、令和5年度からは、移動が困難な家庭の円滑な利用のために、居宅から実施施設等への間の移送についても支援をしています。

現在、本事業を行う中で、児童の特性から、児童養護施設が適切でないケースや、様々な問題により、本事業の活用が困難なケースが生じています。

このため、今後は、施設利用が適切でない児童の受け入れ先の選択肢として、里親を活用することと、また、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童、要支援児童と位置付けている児童に対して、本事業の勧奨を行っても、やむを得ない事由により、本事業の利用が著しく困難と認めるときは、措置による支援を行うことについて、検討を進めます。

#### ■子育て短期支援事業(ショートステイ) (年間利用延べ人数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	24人日	24人日	24人日	24人日	24人日
②確保の内容	24人日	24人日	24人日	24人日	24人日
②-①	0	0	0	0	0

#### ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

##### 【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後1カ月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

##### 【検証】

乳児家庭全戸訪問事業については、里帰り出産も含めてすべての対象世帯を訪問しています。

今後も子育て家庭の状況を把握しながら、利用者のニーズに対応できる情報提供体制を確保する必要があります。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業(里帰り出産を含む) (年間利用実人数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	50人	50人	45人	45人	40人
②確保の内容	50人	50人	45人	45人	40人
②-①	0	0	0	0	0

## ⑥-1 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師および家庭児童相談員等の専門職が訪問等により養育に関する指導、助言を行うことで、適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【検証】

養育支援訪問事業については、佐用町では継続して支援していく家庭の割合が多く、地区担当保健師および家庭児童相談員が訪問しています。

乳児家庭全戸訪問事業とあわせて、適切な養育の実施を確保するための重要な事業となっています。

### ■養育支援訪問事業

(年間利用実人数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	65人	65人	65人	65人	65人
②確保の内容	65人	65人	65人	65人	65人
②-①	0	0	0	0	0

## ⑥-2 子育て世帯訪問支援事業

### 【事業概要】

子育て世帯訪問支援事業は、令和4年児童福祉法改正に伴う制度改正に基づき、創設された事業です。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安および悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

### 【検証】

佐用町においても、要保護児童対策地域協議会の対象となっている家庭で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭が存在していることから、家事・育児の支援を必要としている状況を踏まえ、今後、事業推進を図っていきます。

### ■子育て世帯訪問支援事業

(年間利用実人数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	24人日	24人日	24人日	24人日	24人日
②確保の内容	24人日	24人日	24人日	24人日	24人日
②-①	0	0	0	0	0

### ⑥-3 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### 【事業概要】

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

#### 【検証】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の構成員の連携強化を図るとともに地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための取り組みを推進します。

### ⑦ 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

#### 【検証】

地域子育て支援拠点事業については、さよう子育て支援センターで実施しています。ニーズ調査の結果、3歳児未満で「利用していない」が63%あることがわかりました。これは、父母の就労により、3歳児未満ですでに保育園を「利用している」が56%あることから、保育園利用の低年齢化が進んでいることが要因として考えられます。

また、社会福祉協議会でも、子育て中の人々が気軽につどい、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決し、お互いが交流できるつどいの場として、「まちの子育てひろば」を開設しています。これらの施設や実施事業のPRを図る必要があります。

#### ■地域子育て支援拠点事業

(月間利用実人数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	150人	150人	130人	130人	130人
②確保の内容	150人	150人	130人	130人	130人
②-①	0	0	0	0	0

## ⑧ 一時預かり事業

### 【事業概要】

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育園での就学前までの児童を保護者の疾病、出産および親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどに預かる一時預かり事業があります。

### 【検証】

一時預かり事業については、現在町内外6か所で実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

### ■一時預かり事業

(年間利用延べ人数)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	3～5歳 1号	216人日	204人日	194人日	180人日	168人日
	3～5歳 2号	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0～5歳	75人日	75人日	75人日	75人日	75人日
②確保の内容		291人日	279人日	269人日	255人日	243人日
②-①		0	0	0	0	0

## ⑨ 病児保育事業

### 【事業概要】

病児保育事業は、病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園・医療機関等に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

### 【検証】

病児保育事業については、現在なかよし園（佐用共立病院）へ委託して実施しています。ニーズ調査の回答を見ると、病児保育事業は活用されておらず、多くのケースでは、親が仕事を休んで対応しています。必要とする家庭に利用してもらえるよう、PRを図りながら、今後もなかよし園と連携を図り対応できる提供体制を確保します。

### ■病児保育事業

(年間利用延べ人数)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
②確保の内容		40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
②-①		0	0	0	0	0

## ⑩ ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業概要】

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡・調整などを実施する事業です。

### 【検証】

ファミリー・サポート・センター事業については、利用は少ないものの、公的サービスでは対応が難しいニーズに応える大切な事業であることから、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

また、提供会員数が少ないことも課題となっています。

### ■ファミリー・サポート・センター事業 (年間利用延べ人数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	20人日	15人日	15人日	15人日	15人日
②確保の内容	20人日	15人日	15人日	15人日	15人日
②-①	0	0	0	0	0

## ⑪ 妊婦健康診査事業

### 【事業概要】

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

### 【検証】

すべての妊婦が、経済的な理由から、必要な時期に健康診査を受けず出産に至ることのないよう、標準的な健診回数（14回）の公費負担をしています。

事業実施については、すべての妊婦が有効利用し、健康診査を必要な時期に受けることが出来ています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる体制を確保します。

### ■妊婦健康診査事業 (年間利用実人数)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	50人	50人	45人	45人	40人
②確保の内容	50人	50人	45人	45人	40人
②-①	0	0	0	0	0

## ⑫ 産後ケア事業

### 【事業概要】

産後ケア事業は、特に育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の軽減を目的として、ニーズに対応できる環境を整え、必要なサービスにつなげる事業です。

### 【検証】

産後ケア事業については、訪問型、通所型および宿泊型があり、必要とするニーズに応じて、サービスを提供しています。訪問型と通所型の利用が主であり、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる体制を確保します。

### ■産後ケア事業

(年間利用実人数)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	訪問型	5人日	5人日	5人日	4人日	4人日
	通所型	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
	宿泊型	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保の内容		8人日	8人日	8人日	7人日	7人日
②-①		0	0	0	0	0

## ⑬ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 【事業概要】

乳児等通園支援事業は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。これまでは、保育の必要性の観点から通園することができなかった子どもたちも含めた、すべての子どもの育ちを応援するため、現行の幼児教育・保育給付に加え利用できる制度です。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される予定です。今後の国の動向を注視し、保護者のニーズに合わせた事業充実に努めます。

### 【検証】

現在は実施しておりませんが、今後の利用希望を鑑みながら実施します。

### ■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

(年間利用延べ人数)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	0～2歳	75人日	75人日	75人日	75人日	75人日
②確保の内容		75人日	75人日	75人日	75人日	75人日
②-①		0	0	0	0	0

#### ⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

##### 【事業概要】

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

##### 【検証】

実費徴収に係る補足給付を行う事業については実施していませんが、他に佐用町教育委員会が「佐用町立小中学校子育て支援助成事業」を実施しています。

#### ⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

##### 【事業概要】

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）・障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

##### 【検証】

対象となる事業者がないため、現在実施しておらず、今後の利用希望を鑑みながら検討をしていきます。

## (4) 質の高い教育・保育の推進

### ① 職員の資質向上

全町的に質の高い教育・保育を提供するため、保育園全職員、担当課職員、保健師・管理栄養士等の専門職を対象とした研修の充実を図ります。また、職員自身の自主的な資質向上を促すため、公開保育や職員の交流機会の充実を図ります。

### ② 就学前教育・保育から就学後の連携体制の整備

就学前教育・保育から就学後の円滑な接続のためのカリキュラムを開発し、町内すべての関係施設で実施します。また、そのために合同研修の実施、職員同士の交流、情報交換等、実施主体の積極的な連携を図ります。

### ③ 多様なニーズへの支援の充実

健康状態や発達状況、家庭環境などから特に配慮を要する子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育、保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質向上に取り組み、支援の充実を図ります。

## 2 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

### 施策の方向性

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談等の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、虐待にあった子どもや障がいのある子どもなど、支援を必要とする子どもに対して手厚い支援を行うとともに、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、多様な子育て支援サービスを図ることで、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

### (1) 妊娠・出産の支援

No.	事業名	内容
1	妊娠・出産支援事業	妊娠・出産支援事業として、妊婦健診助成事業とともに、「すてきなママになるための教室」を実施することで、妊娠・出産についての知識を提供し、妊娠から出産の時期を安心して過ごせるよう支援を行います。また、育児不安を軽減していくため、継続的に取り組んでいきます。
2	不妊治療支援事業	妊活応援金給付事業として、特定の不妊治療を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るための応援金を給付しています。
3	不育症治療費助成事業	不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不育症治療に要する費用の一部助成を、継続的に取り組んでいきます。
4	産婦健康診査事業	出産後の初期段階において産婦の健康診査を実施することで、母体の回復状況を確認するとともに産後うつ予防および早期発見並びに新生児への虐待予防を図ることを目的に、継続的に取り組んでいきます。

## (2) 子どもとその家族への健康支援

No.	事業名	内容
1	健康診査事業	各種乳幼児健診の受診率向上を目指すとともに、未受診児を把握し、健診の結果、支援が必要な母子について適切な指導援助を行います。また、広報誌等で広く情報を周知し、未受診のないよう案内啓発に努めます。
2	健康相談・健康教育事業	子どもの成長段階に応じた発育、発達状況を確認し、適切な食事指導を行うとともに、相談を行うことで育児に対する不安を軽減します。0歳児教室、すくすく健康相談離乳食教室、ヨチヨチ健康相談、2歳児健康教室を実施していきます。
3	予防接種事業	正しい知識のもと、すべての子どもが計画的な予防接種により感染症の予防やまん延防止を図るため、予防接種の意義や重要性を十分に啓発し、その周知に努めます。

## (3) 虐待防止への支援

No.	事業名	内容
1	児童虐待予防事業	児童虐待の予防および早期発見に努めるとともに、児童相談所との連携を図っていきます。また、要保護児童対策地域協議会の開催によって、町の実情を把握しつつ、民生委員・児童委員と協力して講演会やグッズによる啓発を展開していきます。
2	命の授業	次世代を担う子どもたちが妊娠や性行動についての正しい知識や考えを持つことで、命の大切さを認識し望まない妊娠出産を予防するために、助産師による「命の授業」に継続的に取り組んでいきます。さらに心身共に健康な大人になるよう虐待予防の啓発活動に取り組んでいきます。

## (4) 発達に対する支援

No.	事業名	内容
1	発達支援事業	各種乳幼児健診等のフォロー教室や保育園巡回相談を実施していく中で、育児不安を軽減し、障がいの早期発見、早期治療、早期療育に努め、医療機関と連携を取りながら子どもや保護者に対するフォローを推進します。

## (5) 障がい児施策の充実

No.	事業名	内容
1	障がい児支援の充実	学校や支援施設、関係機関の連携を強化し、障がいのある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な援助を行います。
2	療育相談事業	障がいのある子どもが地域の中で健やかに育ち、また、親の不安や悩みを軽減し解消を図るため、療育相談事業を実施し、地域での療育環境の充実に努めます。
3	障がいがある子どもと家族への支援	障がい児に関するサービス利用などの情報交換の場や、同じ悩みや問題等を共有し相談できる場、行事を通して親睦を深める場として、イベントや各種研修会等を開催していきます。

## (6) 育児・子育て制度の充実

No.	事業名	内容
1	さよう育児・子育て支援事業	令和5年度から、町内にある公立保育園、私立幼稚園、認可外保育施設で使用する紙おむつの無償提供を行っており、保育士や、各家庭での負担を軽減するための事業です。 町外の保育園、幼稚園などに通園する児童や家庭保育世帯には、おむつやおしりふきのみ購入できるクーポンを配布し、子育て世帯の負担を軽減していきます。

## (7) 医療費助成制度の充実

No.	事業名	内容
1	医療費助成事業	高等学校卒業まで（18歳に達する年度の3月31日までの者）の子どもの医療費の自己負担分を助成することで、子育て世帯の負担を軽減します。

## (8) ひとり親家庭の自立支援の推進

No.	事業名	内容
1	児童扶養手当事業	父または母と生計をとともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。
2	福祉医療費助成事業	母子・父子家庭等医療費給付として、ひとり親と高等学校卒業まで（18歳に達する年度の3月31日までの者）の子どもの自己負担分の一部を助成します。
3	低所得家庭への経済支援事業	小中学校就学援助制度として、経済的理由によって、就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に教育費の補助を行います。

### 3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

#### 施策の方向性

まちぐるみで子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。地域における子育て支援ネットワークの充実を図り、子どもと親双方の育ちを支援していきます。さらに学校教育を通じて次世代の親の育成を行っていくとともに、子どもの就学後の健やかな成長に向けて、地域が一体となって取り組んでいきます。さらに、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちにするため、警察や園、学校等各主体との連携を強化しながら、子どもがのびのびと育つことができる環境づくりに努めます。

#### (1) 子育て支援ネットワークづくり

No.	事業名	内容
1	子育て支援に関する情報発信および相談支援の充実	子育て支援に関する情報を積極的に発信するとともに、情報の周知に努めます。また、相談体制を充実させるとともに、ママプラザ事業における行事を通じて、子育てに親しみやすく、子育て支援センターに来てもらいやすい雰囲気づくりに努めます。
2	子育て応援グループへの支援	子育て家庭の親子を対象に、子育ての情報交換や仲間づくりの場を提供したり、ママプラザにおける会員を対象とした子育てサークルを育成・支援したり、子育てグループへの積極的な働きかけを行うことで、親子間の良好な関係を築き、子育て意識の醸成を図ります。

#### (2) 子どもの健全育成の推進

No.	事業名	内容
1	地域における子どもの健全育成の推進	子どもの健全育成を推進していくために、町子ども会による交流の機会や、町青少年育成センターによる相談や巡回補導に取り組みます。町青少年問題協議会を開催し、講話、各団体からの報告や意見交換などを実施していきます。

### (3) 安全・安心なまちづくりの推進

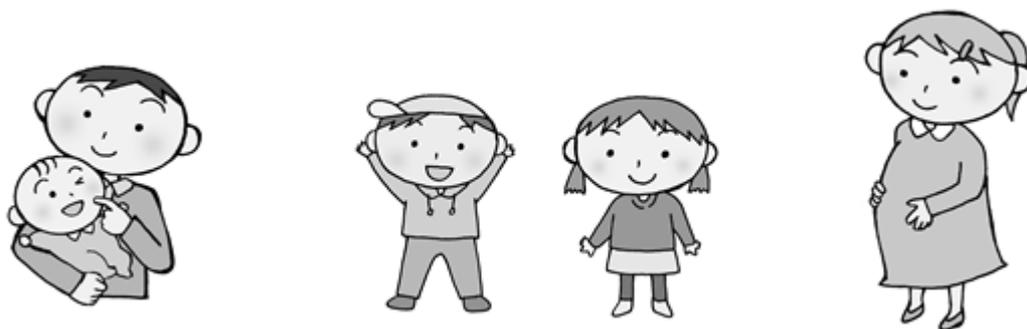
No.	事業名	内容
1	防犯環境の整備	安全・安心なまちづくりを推進するため、町内各所に防犯灯を設置するとともに、自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」による声かけや見守り運動を実施し、また、保育園等の施設を開放することで、子どもたちの緊急避難所としての機能も充実させていきます。
2	交通安全対策の推進	警察と連携し、交通安全教室や道路通行練習などの交通安全教育を実施することで、交通安全に対する意識の醸成を図るなど、今後も充実した取り組みを推進していきます。
3	道路・施設等におけるバリアフリー化の促進	子どもや妊産婦、子ども連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を促進するとともに、通学路や歩道等の点検・整備を継続的に行うことで、道路状況の変化に対応し、安全な環境を整備していきます。また、施設のバリアフリー化の推進も検討していきます。
4	公園などの遊び場の整備	子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、いこいの広場などの公園の遊具の安全面について、適正な管理を行います。

### (4) 次世代の親の育成

No.	事業名	内容
1	中高校生と乳幼児との交流事業	中高校生が家庭の大切さや子どもを生み育てることの喜び、楽しさ、意義を知り、次世代の親としての自覚と責任、社会性を育むため、ママプラザ事業の一環として乳幼児とふれあう機会の提供を行います。
2	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	結婚・妊娠・出産・育児における切れ目のない支援が必要であることを踏まえ、各関係機関と連携し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を推進していきます。

## (5) 食育支援

No.	事業名	内容
1	幼稚園・保育園・小学校・中学校給食における食育の推進	給食を通して、子ども自身が「食」に関する様々な学習項目を体験し、理解を深めることで、「食」の持つ多様な側面に気づき、「食」の大切さを学ぶことができる取り組みを一層充実させていきます。
2	ライフステージに合った食育の推進	各年度でテーマを設定し、より一層食育を推進していきます。そのために、関係各課との連携を図り、さらに食育の団体とも協力し、子どものライフステージに応じた食育を推進していきます。



## 4 子育てと仕事を両立できる環境づくり

### 施策の方向性

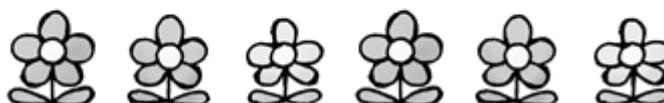
男女ともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、ワーク・ライフ・バランス、男女や世代間の意識改革、様々な価値観を認め合う地域づくりや男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。さらに、男性が子育てに積極的に参加できるようにするため、子育てで家庭に配慮した取り組みを推進すると同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生き育てていく意識を広めることにも努めます。

### (1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

No.	事業名	内容
1	子育てと仕事が両立できる就労環境づくり	子育てと仕事が両立できる就労環境を実現するために、企業の視点からの取り組みを推進することが重要です。仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間短縮や、柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行うとともに、育児休業制度の定着推進についても、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて、情報の周知に努めます。

### (2) 男女共同参画の意識啓発

No.	事業名	内容
1	男女共同参画の意識啓発	男女共同参画社会の実現に向け、住民の意識が高まるよう情報提供を行うとともに、講座の開催など、男女共同参画の理解をより深めるための取り組みを行います。また、家庭における男女共同参画の促進に向けた取り組みを行うことで、一層の啓発活動に努めます。



## 第5章

# 計画の推進について

# 1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て家庭への支援の必要性等について深く理解するとともに、それを自らの問題と捉え、主体的に取り組んでいく必要があります。

そのために、本町や県はもとより、家庭や地域、保育園、幼稚園、学校、企業等が各主体に応じた役割を果たすとともに、相互に連携・協働していくことが求められます。

## (1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に推進しつつ、本計画の達成に向けて、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子どもおよびその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、ホームページや広報誌等の様々な媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

## (2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとで、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

また、子どもおよびその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

## (3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての子どもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

## (4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスを取りながらも、多様な働き方が選択できる、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

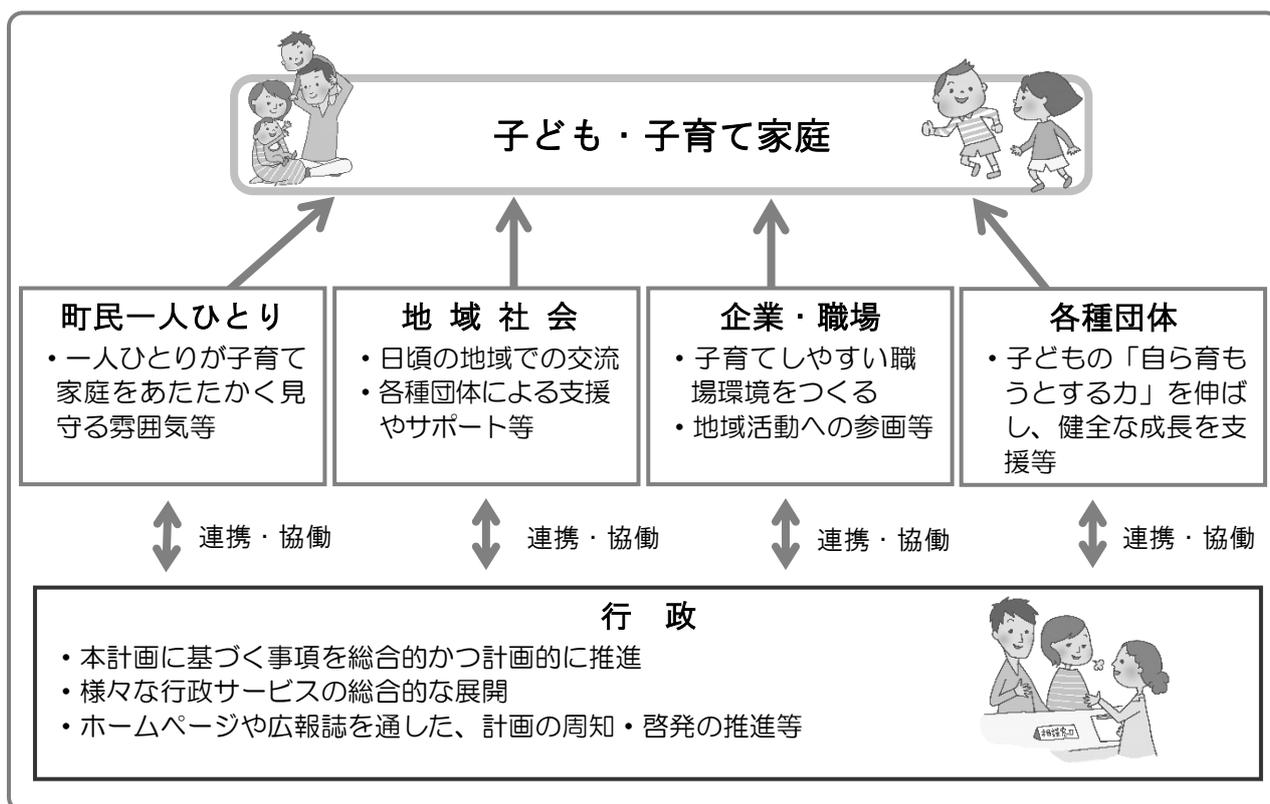
このため、企業・職場が主体となり、働きやすい職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画するよう促します。

## (5) 各種団体の役割

社会全体で子育て家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく地域社会で活動している多くの団体が行政や町民と連携し、協働しながら、子どもの健全な成長を支援することが必要です。

### ■計画の推進に向けた役割（イメージ）



## 2 計画の推進に向けた連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携および協働を図り、総合的な体制のもとに子ども・子育て支援を推進することを目指します。

### (1) 町内における関係者の連携と協働

本町は、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じた計画的な基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めています。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となっています。

そのため、特に教育・保育施設である幼稚園および保育園等においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う必要があるとともに、地域型保育事業を行う者および地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となります。この際、円滑な連携が可能となるよう、町は積極的に関与していきます。

### (2) 近隣市町との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域資源を有効に活用するため、地域の実情と必要に応じて近隣市町と連携して事業を実施するなど、広域的な取り組みを推進することが必要となっています。

そのため、町民が希望するサービスを利用できるよう近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行い、個々のサービス特性に留意して、必要な連携と協働を行います。

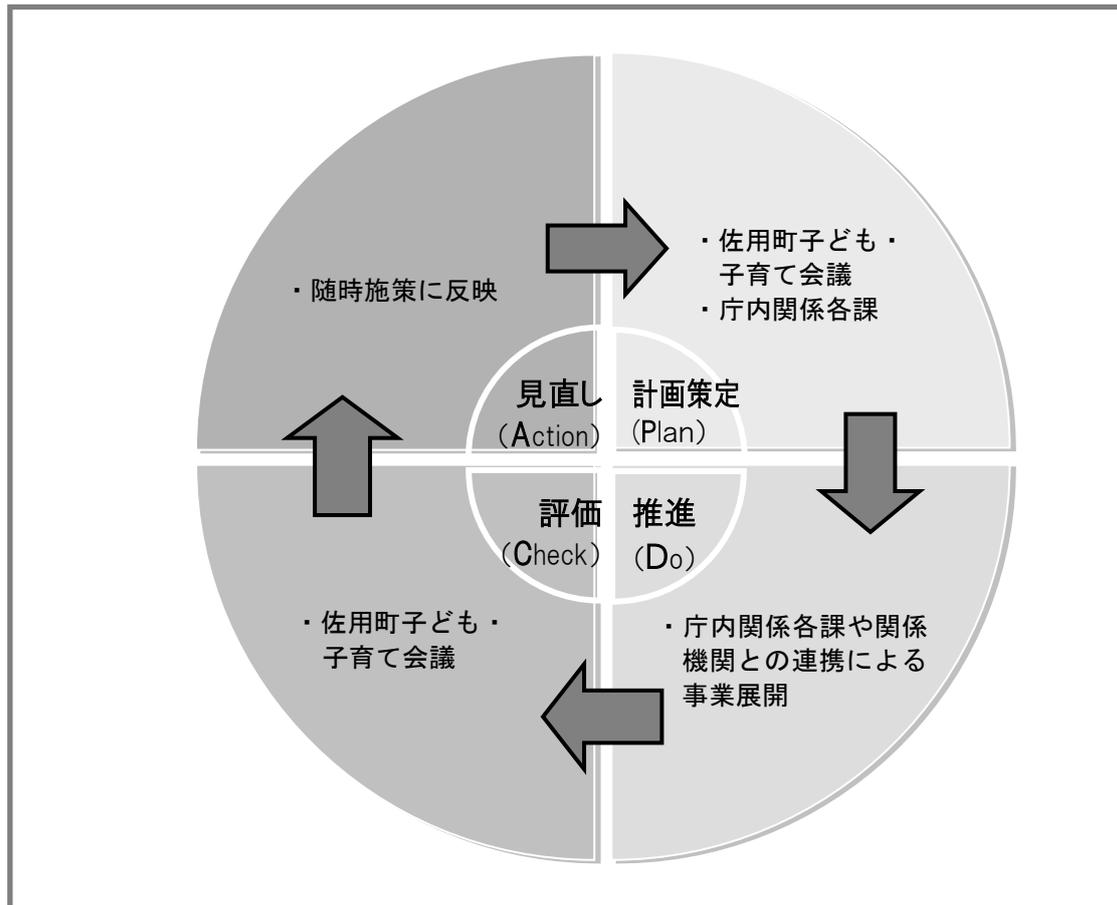
### (3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備するとともに、近隣市町間の連携を図るうえでは、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図っています。

### 3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育および地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理および評価を行います。

また、庁内の推進体制や「佐用町子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



# 參考資料

# 1 ライフステージに応じた事行一覧

基本目標	妊娠前	妊娠期	乳幼児期	小学生（低学年）	小学生（高学年）	中学生	高校生
子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり		利用者支援事業					
		妊婦等包括相談支援事業					
		延長保育事業（時間外保育事業）					
			放課後児童健全育成事業（学童保育）				
			子育て短期支援事業（ショートステイ）				
			乳児家庭全戸訪問事業				
			養育支援訪問事業				
			子育て世帯訪問支援事業				
			子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業				
			地域子育て支援拠点事業				
			一時預かり事業				
			病児保育事業				
			ファミリー・サポート・センター事業				
			妊婦健康診査事業				
			産後ケア事業				
			乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）				
			実費徴収に係る補給給付を行う事業				
			多様な事業者の参入促進・能力活用事業				
			職員の資質向上				
			就学前教育・保育から就学後の連携体制の整備				
		多様なニーズに応じた地域子育て支援事業の充実					
子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり		妊娠・出産支援事業					
		不妊治療支援事業					
		不育症治療費助成事業					
			産婦健康診査事業				
			健康診査事業				
			健康相談・健康教育事業				
			予防接種事業				
			児童虐待予防事業				
				命の授業			
			発達支援事業				
			障がい児支援の充実				
			療育相談事業				
			障がいがある子どもと家庭への支援				
			さよう育児・子育て支援事業				
			医療費助成事業				
		児童扶養手当事業					
		福祉医療費助成事業					
			低所得家庭への経済支援事業				
			放課後児童対策パッケージ				
子ども・子育てを地域で支えあう環境づくり			子育て支援に関する情報発信及び相談支援の充実				
			子育て応援グループへの支援				
			佐用町教育振興基本計画の推進				
				地域における子どもの健全育成の推進			
			防犯環境の整備				
			交通安全対策の推進				
			道路・施設等におけるバリアフリー化の促進				
			公園などの遊び場の整備				
			中高生と乳幼児との交流事業			中高生と乳幼児との交流事業	
			結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進				
子育てと仕事 が両立できる 環境づくり			学校給食における食育の推進				
			ライフステージに合った食育の推進				
			子育てと仕事が両立できる就労環境づくり				
			男女協同参画の意識啓発				

## 2 佐用町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 10 日条例第 22 号

佐用町子ども・子育て会議条例

(設置)

**第 1 条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、佐用町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

**第 3 条** 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 法第6条に規定する保護者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

**第 5 条** 子育て会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

**第 7 条** 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第 8 条** 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年佐用町条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（令和5年3月3日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 3 委員名簿

(敬称略、順不同)

所属・役職等	氏 名	条例第3条第2項別
佐用町青少年育成センター所長	宇多雅弘	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
主任児童委員	梶本とき子	その他町長が必要と認める者
佐用郡医師会	岡本泰子	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
佐用町教育委員会 (教育課教育推進室長)	西川典男	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
中学校校長代表	高見英治	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
小学校校長代表	堀坂哲哉	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
佐用マリア幼稚園代表	尾崎真美	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
佐用町保育園代表(代表園長)	春国美穂	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
佐用郡PTA連合会代表	尾崎亮太	法第6条に規定する保護者
佐用町子ども会連絡協議会代表	大村素子	法第6条に規定する保護者
佐用町保育園保護者会連絡協議 会代表	藤東宏彰	法第6条に規定する保護者
佐用マリア幼稚園保護者会代表	岡田智樹	法第6条に規定する保護者
佐用町社会福祉協議会事務局長	藤木 卓	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
計画策定委員	横田友里	その他町長が必要と認める者
計画策定委員	野村美央	その他町長が必要と認める者

## 4 策定経過

年 月 日	内 容
令和6年8月1日(木)	第1回 佐用町子ども・子育て会議 ・委員委嘱 ・会長・副会長の選出 ・子ども・子育て会議について ・アンケート調査について ・今後のスケジュールについて
令和6年12月10日(火)～ 令和6年12月31日(火)	「佐用町 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施 (保護者用)
令和7年1月9日(木)～ 令和7年1月21日(火)	「佐用町 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施 (小学生用)
令和7年1月22日(水)	第2回 佐用町子ども・子育て会議 ・第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画の素案について ・今後のスケジュールについて
令和7年2月6日(木)	第3回 佐用町子ども・子育て会議 ・第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画の案について

## 5 用語解説

### 子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援。(法第7条)

### 教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園および児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)

### 施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）の対象施設を利用した際に要する費用についての給付。(法第11条)

### 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業。(法第7条)

### 地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）を利用した際に要する費用についての給付。(法第11条)

### 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

### 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

### 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

### 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どもの他、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

## **地域子ども・子育て支援事業**

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）等の事業。（法第 59 条）

## **ひょうご子ども・子育て未来プラン**

兵庫県が策定した次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法第 62 条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で、少子対策・子育て支援等に関する基本計画。

## **労働力率**

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。家事のみや通学のみ状態にあるかたは含まれない。

## **放課後児童対策パッケージ**

こども家庭庁（厚生労働省）と文部科学省が、放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るために取り組むべき内容をまとめたもの。

## 第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

発行 編集 佐用町 健康福祉課 子育て・福祉室

住 所 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

T E L : 0790-82-0661

F A X : 0790-82-0144

発行年月 令和7年3月